

令和6年9月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和5年(ワ)第4374号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日・令和6年8月20日

判 決

5

原告 仁藤夢乃
(以下「原告仁藤」という。)

同所

原告 一般社団法人C o l a b o
(以下「原告法人」という。)

10

同代表者代表理事 仁藤夢乃
上記2名訴訟代理人弁護士 神原元
同 伊久間勇星ほか

15

被告 江藤貴紀
同訴訟代理人弁護士 中澤佑一
同 岩本瑞穂ほか
主 文

20

- 1 被告は、原告仁藤に対し、220万円並びにうち165万円に対する令和4年12月31日から、うち55万円に対する令和5年3月7日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告法人に対し、165万円及びこれに対する令和4年12月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告らに対し、別紙2ないし5の各投稿目録記載の投稿を削除せよ。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

25

5 訴訟費用はこれを5分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第1項及び第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

- 1 被告は、原告仁藤に対し、330万円及びこれに対する令和4年12月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告法人に対し、330万円及びこれに対する令和4年12月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 10 3 被告は、原告らに対し、別紙2ないし5の各投稿目録記載の投稿を削除せよ。
- 4 被告は、原告らに対し、本判決確定日から3年間、別紙6謝罪文目録記載の謝罪文を別紙7Webサイト目録記載のウェブサイトに掲載せよ。

第2 事案の概要

15 本件は、原告らが被告に対し、被告のウェブサイト上での別紙1ないし4の各投稿目録記載の記事及び動画の投稿等が原告らの名誉を毀損するとともに、被告のツイッター上での写真の投稿等が原告仁藤の名誉感情及び肖像権を侵害するもので、いずれも違法であると主張して、①不法行為による損害賠償請求権に基づき、原告らそれぞれについて損害金330万円及びこれに対する不法行為日とする令和4年12月31日から支払済みまで民法所定の年3%の割合
20 による遅延損害金の支払、②人格権に基づき、上記各投稿記事及び動画のうち現在も公開されているものの削除、③民法723条に基づき、被告のウェブサイト上での謝罪文の掲載を求める事案である。

1 前提事実

(1) 当事者等

- 25 ア 原告仁藤は、10代の女性を支える活動を行っている社会活動家である。
原告法人は、10代の女性に対する自立支援等を目的とする一般社団法人

人であり、原告仁藤は、原告法人の代表理事である。

イ 被告は、インターネット上で、ウェブサイト「エコーニュースR」（以下「本件サイト」という。）、ユーチューブの動画投稿チャンネル「えこーにゅーす・チャンネル」（以下「本件チャンネル」という。）及びツイッターアカウント「音無ほむら（エコーニュース）」（以下「本件アカウント」という。）を保有・管理して、記事や動画の投稿等を行っている。
（以上のア及びイにつき、当事者間に争いがない）

(2) 原告らの活動内容等

ア 原告法人は、原告仁藤が平成23年5月に学生団体として結成して活動していた「Colabo」について、平成25年3月に一般社団法人化したものである（甲2、乙8、弁論の全趣旨）。

イ 原告法人は、行き場のない10代の女性向けの自立支援に向けた各種事業を行っており、緊急時の保護・宿泊支援として一時シェルター、生活支援として中長期シェルター（シェアハウス）の運営や、令和4年3月には、原告法人所有として8居室を設けたアパート（以下「本件アパート」という。）を新築し、その運営を行っている。

また、原告法人は、アウトリーチ（夜間巡回）事業として、新宿区歌舞伎町等で10代の女性向けの無料のバスカフェの運営（以下「本件バスカフェ事業」という。）を行っており、これは令和4年当時東京都からの受託事業になっていた。（以上につき、甲1ないし3、16、39、乙8、弁論の全趣旨）

(3) 被告による記事及び動画の投稿等

ア 被告は、令和4年12月29日、本件サイトにおいて、「『一般社団法人Colaboの分析』（47）」仁藤夢乃氏、コラボ代表者の講演料36000円を個人口座へ入金情報公開請求で判明 『非営利型』一般社団法人の要件が崩れ、大量脱税の疑い」との表題で、別紙1の記事（以下「本件

記事 1」という。また、上記講演料に係る平成 27 年 3 月 4 日開催の原告仁藤が講師になった講演会〔甲 55 参照〕を「本件講演会」という。)を投稿した。

被告は、同日、本件アカウントにおいて本件記事 1 の URL を記載したツイートを行った(以下、本件記事 1 の投稿及びこのツイートを併せて「本件投稿 1」という。)

イ 被告は、令和 4 年 12 月 31 日、本件チャンネルにおいて、「Colabo 特集(8) 仁藤夢乃氏ら脱税疑い・・・被害女子の祝い名目で 10000 円の高級和牛コースを堪能 講演料の個人口座への入金と合わせて『非営利型』一般社団法人の要件が崩れる可能性」との表題で、別紙 2 の動画(以下「本件動画 1」という。)を投稿した。

被告は、同日、本件アカウントにおいて、本件動画 1 の URL を記載したツイートを行った(以下、これらの本件動画 1 の投稿及びこのツイートを併せて「本件投稿 2」という)。

ウ 被告は、令和 4 年 12 月 15 日、本件サイトにおいて、「『一般社団法人 Colabo の分析』(46) 仁藤夢乃氏 アパート経営業とモラルハザード構造・・・想定リターン 3 億 4 千万と障害者自立へのアンビバレンツ」との表題で、別紙 3 の記事(以下「本件記事 2」という。)を投稿した。

被告は、同日、本件アカウントにおいて本件記事 2 の URL を記載したツイートを 2 回行った(以下、本件記事 2 の投稿及びこの 2 回のツイートを併せて「本件投稿 3」という。)

エ 被告は、令和 4 年 12 月 16 日、本件チャンネルにおいて、「仁藤夢乃・Colabo の分析(2)、アパート経営と生活保護受給支援の事業モデル・・・推定リターン 3 億 4000 万、フェミニスト界の不動産王」との表題で、別紙 4 の動画(以下「本件動画 2」という。)の投稿を行った。

被告は、同日、本件アカウントにおいて、本件動画 2 の URL を記載し

たツイートを行った（以下、本件動画2の投稿及びこのツイートを併せて「本件投稿4」といい、本件投稿1ないし4を併せて「本件各投稿」という。）。（以上のアないしエにつき、当事者間に争いが無い）

(4) 被告によるツイート

5 ア 被告は、令和4年11月18日、本件アカウントにおいて、原告仁藤がフランクフルトを食している際の写真（以下「本件写真」という。）の画像を掲載した上で、「AV新法に反対の仁藤夢乃氏が、食品で疑似口腔性交した自撮り画像を、ご本人の裏垢から探して掲載したニュースサイトもこちらです」とのツイート（以下「本件ツイート1」という。）をした。

10 イ 被告は、令和5年1月1日、本件アカウントにおいて、本件写真の画像を掲載した上で、「ごめん。量が多いし、あと相手の利益になる情報は出せない。こっちのタイミングで出すよ ゆめにゃんの疑似フェラ画像とかはね」とのツイート（以下「本件ツイート2」という。）をした。

 被告は、本件ツイート2についての「突然のグロ画像マジ勘弁です…！」との他の閲覧者のリプライ（返信の投稿）に対し、「いいね」を押した上で、「謝罪と訂正を（ry）」とのリプライをした。

15 被告は、本件ツイート2についての「単純にくそ下品ですよこの写真の人 吐き気を催します」との他の閲覧者のリプライに対し、「いいね」を押した。

20 被告は、本件ツイート2についての「温泉娘以上の炎上案件ですね」という他の閲覧者のリプライに対し、「ツイフェミ仁藤ことフランクフルト娘だよなあ たまげるわ!」とのリプライをした。

 ウ 被告は、令和5年1月1日、本件アカウントにおいて、本件写真の画像を掲載した上で、「『Colaboと仁藤夢乃さんを支える会』さんと堀弁護士 @Colabomamorukai@ShinHoril 仁藤氏が今年までずっと疑似フェラ自撮り画像をアップしてたのは反論ないですね?」とのツイート（以下「本件ツ

25

イート3」という。)をした。

被告は、本件ツイート3に対する「勃たねえ〔裁判所注・絵文字略〕」という他の閲覧者のリプライに対し、「いいね」を押した上で、「あれ自己表現の現代アートだからな」とのリプライをした。

5 エ 被告は、令和5年3月7日、本件アカウントにおいて、本件写真の動画を掲載した上で、「あと Colabo さ、私相手の訴訟で、ゆめにゃんのお下劣写真は対象にしてないわよね？ これ、どうして？ 報道として正当だ、って自分たちで白旗あげるの？」とのツイート（以下「本件ツイート4」といい、本件ツイート1ないし3と併せて「本件各ツイート」という。）をした。（以上のアないしエにつき、当事者間に争いが無い）

10

(5) 本件記事1の一部削除

被告は、令和4年12月30日（本件記事1の投稿から約14時間後）、本件記事1のうち、原告仁藤に本件講演会の講演料の受領について詐欺罪が成立する可能性があるとする部分を削除した。

15

本件記事1のうち、現在も本件サイトにおいて公開されている記事部分は、別紙5のとおりである。（以上につき、甲8、13、14、15の2、弁論の全趣旨）

2 争点

20

- (1) 本件記事1、本件動画1、本件記事2及び本件動画2が事実摘示か意見ないし論評か、事実摘示であればその摘示事実が何か（事実摘示と意見・論評の区別等）
- (2) 本件各投稿により原告らの社会的評価が低下したか（社会的評価の低下の有無）
- (3) 本件記事1、本件動画1、本件記事2及び本件動画2が事実摘示である場合に違法性阻却事由があるか（事実摘示の場合の違法性阻却事由の有無）
- 25 (4) 本件記事1、本件動画1、本件記事2及び本件動画2が意見ないし論評の

表明である場合に違法性阻却事由があるか（意見・論評の場合の違法性阻却事由の有無）

(5) 本件各ツイート等が原告仁藤の名誉感情又は肖像権を侵害するものとして違法か（名誉感情・肖像権侵害の有無）

5 (6) 本件における損害額はいくらか（損害額）

(7) 本件記事1、本件動画1、本件記事2及び本件動画2について、人格権に基づく削除請求が認められるか（削除請求権の成否）

(8) 本件各投稿について、名誉回復処分として謝罪広告が必要か（謝罪広告の要否）

10 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（事実摘示と意見・論評の区別等）について

ア 本件記事1について

（原告らの主張）

15 本件記事1は、本件講演会に関して、「原告法人が、新宿区との間で法人としてパートナーシップ講座契約を締結して、その講師料3万6000円を原告仁藤の個人口座に振り込ませ、それにより利益を社員に分配したことになるから『非営利型』の資格を喪失したにもかかわらず、意図的に『非営利型』の税務申告をして脱税を行っている」との事実（以下「原告ら主張の摘示事実①」という。）及び「原告仁藤が、資格のない原告法人にウィズ新宿との協同事業を契約させ、新宿区から講演料3万6000円を騙し取った」との事実（以下「原告ら主張の摘示事実②」という。）を
20 摘示するものであり、法的な見解等の意見ないし論評を述べたものではない。

（被告の主張）

25 本件記事1は、原告法人が法人税法2条9号の2ロ、法人税法施行令3条2項6号所定の「特定の個人」に「特別の利益」を与えたことがないと

5 する非営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法的見解を表明したにすぎない。本件記事1は、本件講演会について、原告法人が新宿区との間で法人としてパートナーシップ講座契約を締結したことを断定した内容ではないこと、原告法人が非営利型法人であるとは断定していないこと、理事に特別な利益を与えた場合に当たるとはならないかとの疑問を示すにとどまること、意図的に脱税をしているとは読み取れないことから、原告ら主張の摘示事実①を摘示したものでもない。

10 本件記事1は、事業を行う資格がないとする具体的根拠を示しておらず、その資格は被告の作出した「新宿区にゆかりがあること」を満たすかどうかであり、証拠をもって決することはできない。また、本件講演会における新宿区からの講演料3万6000円の性格について複数の見解が存在し、そのうち一つの見解をとった場合には、原告仁藤に刑法の詐欺罪が成立していた可能性があるとの法的見解を表明したにすぎず、原告ら主張の摘示事実②を摘示したものでもない。事実の摘示であったとしても、「原告らは、新宿区とのパートナーシップ講座を行った平成27年当時、新宿区に住所地がなかった可能性があり、①ただの講師代でどこに団体代表が住んでいるかなどは大事ではないとみるか②新宿区の地元で即した事業であり、新宿区とゆかりのない団体に支払うべきものではないと考えるか、により考え方は分かれるが、②の見解をとった場合には、原告らには、新宿区と協同事業を行う資格はなく、新宿区に対する詐欺罪が成立していた可能性が有る」との事実を摘示したにすぎない。

イ 本件動画1について

(原告らの主張)

25 本件動画1は、原告ら主張の摘示事実①を摘示するものであり、法的見解等の意見ないし論評を述べたものではない。

(被告の主張)

5 本件動画1は、原告法人が法人税法上の非営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法の見解を表明したにすぎない。本件動画1は、前提条件を付した上で、原告法人が非営利型法人の要件を満たさなくなる可能性がある旨を指摘したにとどまり、原告ら主張の摘示事実①を摘示するものでもない。

ウ 本件記事2について

(原告らの主張)

10 本件記事2は、「自身の所有するアパートに住ませた上で生活保護費から毎月家賃を徴収することで3億4000万円以上の収益を得ることを目的として、原告らが10代女性の知的障害者をアパートの入居者として勧誘している」との事実（以下「原告ら主張の摘示事実③」という。）及び「原告らが東京都から委託を受けて行っているバスカフェ事業をアパートの借主候補を探す営利目的に利用している」との事実（以下「原告ら主張の摘示事実④」という。）を摘示するものであり、意見ないし論評を述べたものではない。

15 (被告の主張)

20 本件記事2は、原告法人がその所有するアパートに生活保護を受給する女子を入居させたと仮定した場合の一般的な問題点を指摘したにすぎず、意見ないし論評である。本件記事2は、原告法人が障害者や生活保護の受給者を本件アパートに居住させていると摘示したわけではなく、仮定の事実を積み重ねた話をしているにすぎない。原告らの収益目的を摘示しているわけでもなく、原告ら主張の摘示事実③を摘示するものでもない。

25 本件記事2は、原告法人が東京都からの支援事業を受託しており、入居者候補を勧誘しながら黒字になっている可能性があるとの事実を摘示するものにすぎず、原告ら主張の摘示事実④を摘示するものではない。

エ 本件動画2について

(原告らの主張)

本件動画 2 は、原告ら主張の摘示事実③及び④を摘示したものであり、意見ないし論評を述べたものではない。

(被告の主張)

5 本件動画 2 は、原告法人がその所有するアパートに生活保護を受給する女子を入居させたと仮定した場合の問題点を指摘したにすぎず、意見ないし論評である。本件動画 2 は、原告法人が障害者や生活保護の受給者を本件アパートに居住させていると摘示したわけではなく、仮定の事実を重ねた話をしているにすぎない。原告らの収益目的を摘示しているわけでもなく、原告ら主張の摘示事実③を摘示するものでもない。

10 本件動画 2 は、原告法人の受託事業の内容をそのまま摘示しているにすぎず、原告ら主張の摘示事実④を摘示するものではない。

(2) 争点(2) (社会的評価の低下の有無) について

ア 本件記事 1 及び本件動画 1 について

15 (原告らの主張)

本件記事 1 及び本件動画 1 は、それが事実の摘示であっても意見ないし論評の表明であっても、原告法人が原告仁藤に対して不正に特別の利益を供与しながら脱税を行っているとの印象を与え、また、本件記事 1 は、原告らが新宿区から講演料を詐取した犯罪者であるとの印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものである。

20 (被告の主張)

本件記事 1 及び本件動画 1 は、原告法人が法人税法上の非営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法の見解を表明したにすぎず、加えて、本件記事 1 は、原告仁藤について刑法の詐欺罪に該当する可能性があるとの法の見解を表明したにすぎないから、その疑いや可能性がある指摘にとどまり、原告らの社会的評価を低下させるものではない。

また、本件記事1のうち原告ら主張の摘示事実②に関する部分は、投稿後わずか14時間ほどで削除されており、これにより社会的評価の低下が生じたとはいえない。

イ 本件記事2及び本件動画2について

5 (原告らの主張)

本件記事2及び本件動画2は、それが事実の摘示であっても意見ないし論評の表明であっても、原告らが、実際には障害を有する生活保護受給者の10代の女性を利用して、生活保護費から搾取をして私益を図っており、非倫理的手法で莫大な経済的な利益を得ている等の印象や、東京都からの受託事業として公金が支出されている本件バスカフェ事業が、実際には原告らの私益の増大のために利用されているとの印象を与えるものであり、原告らの社会的評価を低下させるものである。

(被告の主張)

15 本件記事2及び本件動画2は、原告法人がその所有するアパートに生活保護受給者である若い女性を入居させたと仮定した場合の問題点を指摘したにすぎず、原告らの社会的評価を低下させるものではない。

本件記事2及び本件動画2が、原告ら主張の摘示事実③を摘示するものであるとしても、非営利型法人が収益事業を行うことは認められており、原告らの社会的評価を低下させるものではない。また、原告ら主張の摘示事実④を摘示するものであるとしても、原告法人がバスカフェ事業を所有アパートの借主候補を探すために利用することも、一定の条件の下で認められており、原告らの社会的評価を低下させるものではない。

(3) 争点(3) (事実摘示の場合の違法性阻却事由の有無) について

ア 事実の公共性・目的の公益性

25 (被告の主張)

原告法人は、公金が支出される事業を受託した団体で、不当な会計処理

があったことが指摘されている。本件各投稿は、原告らの税務や金銭支出について批判的に検証するものであるから、事実の公共性及び目的の公益性がある。

(原告らの主張)

5 被告は、本件各投稿の前後に、多数回にわたり原告らを誹謗中傷していた。また、被告は、本件各投稿により視聴者の注目を集め、カンパを募るなどして私益を図っている。したがって、本件各投稿は、原告らを誹謗中傷し、私益を図る目的でされたものであるから、目的の公益性はない。

イ 本件記事1及び本件動画1についての真実性・相当性

10 (被告の主張)

(ア) 原告ら主張の摘示事実①のうち、原告法人が、新宿区との間で法人としてパートナーシップ講座契約を締結して、その講師料3万6000円を原告仁藤の個人口座に振り込ませたとする部分については、新宿区の実施要領等では、新宿区と協働してパートナーシップ講座を実施できる主体は団体に限られており、原告法人が実施主体となったと考えるのも合理的である。また、本件講演会の実施主体が原告法人でなかったとしても、本件原告法人に帰属すべき講演料が原告仁藤個人に移転していたといえ、上記部分は真実であるか、真実と信じたことについて相当な理由がある。

20 また、原告ら主張の摘示事実①のうち、脱税をしたとの部分については、上記のとおり、本来原告法人に帰属すべき本件講演会の講演料が原告仁藤個人に移転しており、原告法人が原告仁藤に対して講演料相当額の不当利得返還請求をしていないことのほか、原告法人が所有不動産を若年の女性に通常より低い賃借料で貸し付けていること、原告らから虚偽の申請をして生活保護を受給するよう助言された女性がいることから、
25 法人税法上の非営利型法人の要件を欠くものである。その他、原告法人

は、収益事業について正確に税務申告をしているか疑問である上、東京都からの受託事業の経費と独自の事業を混同して、所得を低く申告している可能性もあり、原告法人が脱税をしたことは、真実であるか、又は真実と信じたことについて相当な理由がある。

5 (イ) 原告ら主張の摘示事実②は、新宿区の実施要項では、新宿区と協働してパートナーシップ講座を実施できる団体は、代表者が明確で、かつ新宿区民又は在勤者であるとされているところ、本件講演会の実施当時、原告法人の主たる事務所は東京都渋谷区で、原告仁藤の住所は東京都町田市であるから、講座の実施団体の要件を欠いており、それにもかかわ
10 らず新宿区から講師料を受領しているのであるから、原告ら主張の摘示事実②は、真実であるか、又は真実と信じたことについて相当な理由がある。

(原告らの主張)

15 (ア) 原告ら主張の摘示事実①のうち、原告法人が、新宿区との間で法人としてパートナーシップ講座契約を締結して、その講師料3万6000円を原告仁藤の個人口座に振り込ませたとする部分については、本件講演会は、新宿区家庭教育グループ連絡会及び新宿区子ども家庭部男女共同参画課が主催し、原告仁藤個人が講演を受任して、その講演料が新宿区から支払われたにすぎず、原告法人が主催した講演会ではないから、上
20 記部分は真実ではない。

また、本件記事1及び本件動画1で画像が掲載されている新宿区作成の支出命令書（以下「本件支出命令書」という。）には、原告仁藤への講師料につき源泉徴収所得税が控除されていること、被告は、新宿区から本件支出命令書を入手しているが、その情報公開請求は、原告仁藤に
25 講師を依頼したイベントの、原告法人又は原告仁藤に支払った謝金を対象とするもので、原告法人が主催したイベントとされていないこと、原

告仁藤は様々な団体から講師依頼を受けており、原告法人が原告仁藤の講演会を主催することはほぼなく、そのことを被告は容易に認識し得たことからすれば、原告ら主張の摘示事実①を真実であると信じたことについて相当な理由はない。

5 また、原告ら主張の摘示事実①のうち、原告らが脱税をしたとの部分については、そもそも原告法人が非営利型法人になったのは平成27年7月であり、上記講演料の支払がされた平成27年3月時点では、非営利型法人ではなかったから、法人税法上の非営利型法人の要件を欠くにもかかわらず、意図的に「非営利型」として税務申告をしていたとはいえず、上記部分は真実ではなく、真実と信じたことについて相当な理由はない。

10 (イ) 原告ら主張の摘示事実②は、上記(ア)のとおり、本件講演会の実施主体は原告法人ではなく、その講演料は原告仁藤個人が受任した講演として支払われたものであるから、支払要件を欠いているにもかかわらず、原告仁藤が新宿区から講師料を受領したものではなく、原告ら主張の摘示
15 事実②は、真実ではなく、又は真実と信じたことについて相当な理由もない。

ウ 本件記事2及び本件動画2についての真実性・相当性

(被告の主張)

20 (ア) 原告ら主張の摘示事実③については、原告法人は自ら所有して管理運営する不動産に生活保護受給者の女子を住まわせて、利用料を収受している。また、原告仁藤は、原告法人でかかわった女性の生活保護の申請に同行していることを自著で記載し、原告法人の弁護団の声明でも、原告法人のシェアハウスを利用する若年女性の中に生活保護受給者が含ま
25 れていることを記述しており、原告法人が受託した事業による支援対象には10代の知的障害者も含まれている。原告ら主張の摘示事実③の主

題は、原告法人の運営する不動産に居住する生活保護受給者から家賃を
収受することの問題を指摘するものであるから、不動産がシェルターか
アパートかは重要ではなく、原告ら主張の摘示事実③は、その重要部分
において真実であるか、真実と信じたことについて相当な理由がある。

5 (イ) 原告ら主張の摘示事実④については、原告法人が東京都からの委託を
受けて本件バスカフェ事業を行っていること、原告法人独自の事業とし
て本件アパートに支援対象者を入居させていることは事実である。また、
本件バスカフェ事業で支援対象となる女性に、原告法人の所有する不動
産を貸し付けることも当然想定されているから、原告ら主張の摘示事実
10 ④は、真実であるか、又は真実と信じたことについて相当な理由がある。

(原告らの主張)

(ア) 原告ら主張の摘示事実③については、本件記事2及び本件動画2の投
稿当時、本件アパートに居住する女性は一人のみであり、その女性は障
害者ではなく、生活保護受給者でもないから真実ではない。また、原告
15 法人は、入居者の障害及び生活保護受給の有無は一切明らかにしていな
いから、真実と信じたことについて相当な理由もない。

なお、被告の主張は、原告法人の運営するシェアハウスと本件アパー
トを混同したものであり、被告の指摘する弁護士声明も、シェアハウス
について言及したにすぎない。

20 (イ) 原告ら主張の摘示事実④については、本件記事2及び本件動画2の投
稿当時、本件アパートに入居する女性は一人のみであり、その女性は本
件バスカフェ事業を通じて支援をした女性ではないから真実ではない。
また、原告法人は、入居者の入居経緯については一切明らかにしていな
いから、真実と信じたことについて相当な理由もない。

25 (4) 争点(4) (意見・論評の場合の違法性阻却事由の有無) について

(被告の主張)

ア 事実の公共性・目的の公益性

前記争点(3)ア（被告の主張）と同じ

イ 本件記事1及び本件動画1についての前提事実の真実性・相当性等

5 本件記事1及び本件動画1のうち、原告法人が法人税法上の非営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法の見解の表明について、この法の見解の前提としている事実は、本来原告法人に支払われるべき本件講演会の講演料を原告仁藤個人が受け取っていたとの事実である。新宿区の実施要領等では、新宿区と協働してパートナーシップ講座を実施できる主体は、団体であることが要件とされており、個人は不可であったから、上記
10 事実の重要部分を真実と信じたことについて相当な理由がある。

また、本件記事1のうち、原告仁藤について刑法の詐欺罪に該当する可能性があるとの法の見解の表明について、この法の見解の前提としている事実は、原告仁藤が新宿区民又は新宿区在勤者ではなかった可能性があるとの事実であり、この事実は真実である。

15 そして、本件記事1及び本件動画1の投稿は、意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

ウ 本件記事2及び本件動画2についての前提事実の真実性・相当性等

20 本件記事2及び本件動画2で表明された、原告法人がその所有するアパートに生活保護を受給する女子を入居させたと仮定した場合の問題点を指摘した意見ないし論評について、その前提としている事実の重要部分は、「原告らがアパートを所有している」との事実及び「原告らの支援対象の若い女性に生活保護受給者が存在する」との事実であるが、これらは真実である。

25 また、上記重要部分を「原告らが所有・使用しているアパートに、原告らが生活保護の女子を入居させている」との事実であるとしても、この事実は真実である。仮に真実ではないとしても、原告仁藤のツイートや原告

らの弁護団の声明からすれば、真実と信じたことについて相当な理由がある。

そして、本件記事2及び本件動画2の投稿は、意見・論評としての域を逸脱したものではない。

5 (原告らの主張)

ア 事実の公共性・目的の公益性

前記争点(3)ア (原告らの主張) と同じ

イ 本件記事1及び本件動画1についての前提事実の真実性・相当性等

10 本件記事1及び本件動画1が意見ないし論評の表明であるならば、その前提となる事実の重要部分は、①本来原告法人に支払われるべき講師料を原告仁藤個人が受け取っていたこと、②平成27年3月9日時点で原告法人が非営利型法人であること、③原告法人が本件講演会の実施主体であることである。これらの事実は、前記争点(3)イ (原告らの主張) のとおり、いずれも真実ではなく、又は真実と信じたことについて相当な理由はない。

15 ウ 本件記事2及び本件動画2についての前提事実の真実性・相当性等

本件記事2及び本件動画2が意見ないし論評であるならば、その前提となる事実の重要部分は、①本件アパートに知的障害者で、生活保護を受給する10代の女性が居住していること、②原告法人が、本件バスカフェ事業を通じて支援した女性を本件アパートに居住させていることである。これら

20 事実は、前記争点(3)ウ (原告らの主張) のとおり、いずれも真実ではなく、又は真実と信じたことについて相当な理由はない。

(5) 争点(5) (名誉感情・肖像権侵害の有無) について

(原告仁藤の主張)

25 ア 本件各ツイートは、原告仁藤がフランクフルトを食している際の写真(本件写真)の画像を掲載した上で、本件写真には何ら性的な要素がないにもかかわらず、「疑似口腔性交」「疑似フェラ」「お下劣」等の卑猥な表現

を用いて、原告仁藤が食品を用いて疑似的に口腔性交をしていると指摘するもので、性差別や性加害に反対する活動に取り組んでいた原告仁藤を、性的文言を用いて貶めるものであって、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為として、原告仁藤の名誉感情を違法に侵害するものである。

5 また、本件各ツイートは、原告仁藤に無断で本件写真の画像を掲載しているところ、本件写真は、原告仁藤が一般の大学生のときに撮影されたもので、その肖像権の使用を受忍すべき立場にない。本件各ツイートは、本件写真に性的な文言を加えており、原告仁藤を貶める目的で本件写真を掲載したものであるから、原告仁藤の肖像権を違法に侵害するものである。

10 イ 被告は、本件ツイート2及び3について、他の閲覧者からされた肯定的なリプライに対し「いいね」を押したり、更にリプライをしたりしている。ツイッターにおいて、あるユーザーが他の閲覧者のツイートに「いいね」を押すと、当該閲覧者の「いいね」欄において「いいね」の対象になったツイートが表示される。また、あるユーザーのツイートに他者がリプライをしたことについて、当該ユーザーが更にリプライをすると、当該ユーザーの「ツイートと返信」欄に、他者のリプライと自身のリプライが表示される。ツイッターのユーザーは、しばしば関心のあるアカウントの「いいね」やリプライの各欄を閲覧しており、「いいね」やリプライのあったツイートが多数回閲覧され、拡散されることになる。

20 本件ツイート2及び3についての他の閲覧者のリプライに対し、被告が「いいね」を押したり、更にリプライをしたりしたものは、いずれも原告仁藤の容姿を侮辱する他の閲覧者のリプライであり、被告による「いいね」を押す行為及び更にリプライをした行為は、原告仁藤の容姿を侮辱するリプライを広範囲に拡散させるもので、本件ツイート2及び3と相俟って、
25 社会通念上許容される限度を超える侮辱行為として、原告仁藤の名誉感情を違法に侵害するものである。

(被告の主張)

ア 本件写真は、多くのポルノ作品で用いられているフランクフルトを男性器に見立ててもてあそぶ典型的な性的表現と一致しており、そのような文脈でなければ通常行われぬ姿態を撮影したものである。原告仁藤は、他者に対して性差別等のレッテルを貼って攻撃をすることもあり、このような原告仁藤が、本件写真において破廉恥で卑猥な言動をとっていたという驚きを表現し、原告仁藤の言説に対して一石を投じるものである。本件写真は、原告仁藤が公開しており、本件各ツイートのような批判にさらされることも予定されており、社会通念上許容される限度を超えて原告仁藤を侮辱するものではない。

また、上記のとおり名誉感情の侵害に当たらないことに照らせば、本件各ツイートを本件写真を掲載したことが、原告仁藤の肖像権を違法に侵害することはない。

イ ツイッターのアカウントでは、あるユーザーが「いいね」を押した投稿を閲覧するには「いいね」のタブを、リプライをした投稿を閲覧するには「ツイートと返信」のタブをクリックする必要があり、「いいね」を押したり、リプライをしたりした投稿を閲覧する者は多くなく、これにより本件各ツイートが多数回閲覧され、拡散されるわけではない。

被告は、本件アカウントで、一日に数十件から百件を超える数の「いいね」を押しており、本件各ツイートへのリプライに対して、特に肯定も否定もせず、反響があったことへの反応の意味で「いいね」を押しているにすぎない。また、他の閲覧者のリプライに対して、被告が更にリプライをしたものについても、そのみで原告仁藤を侮辱するものではない。

したがって、被告による「いいね」を押す行為及びリプライをした行為は、原告仁藤の名誉感情を違法に侵害するものではない。

(6) 争点(6) (損害額) について

(原告らの主張)

ア 慰謝料

本件各投稿は、根拠のない誹謗中傷であり、行き場のない10代の女性を性的搾取から助けるという社会的意義の高い活動を行っていた原告らの社会的信用を失墜させた。本件各投稿は、再生回数も多く、広範囲に拡散しており、原告らの事業活動にも支障が生じている。他方で、被告は、本件各投稿によりチャンネル登録者数を増やし、収益を上げている。これらの事情を総合すると、本件における慰謝料は、原告らそれぞれについて300万円が相当である。

イ 弁護士費用相当の損害

原告らは、本件訴訟の提起及び追行を原告ら訴訟代理人弁護士に委任しており、その弁護士費用相当の損害は、上記アの1割である30万円が相当である。

ウ 合計 原告らそれぞれについて330万円

(被告の主張)

原告らの主張は、否認ないし争う。

(7) 争点(7) (削除請求権の成否) について

(原告らの主張)

本件各投稿(ただし、本件記事1は、原告ら主張の摘示事実②に関する部分は現在削除済みであり、現在も公開されている別紙5の部分に限る。)は、いずれも原告らの社会的信用を失墜させており、原告らの行う事業に致命的な打撃を与え、その継続が危ぶまれている。他方で、本件各投稿はいずれも根拠もなく、表現行為としての価値も認められない。

したがって、原告らは、被告に対し、人格権に基づき、別紙2ないし5の各投稿記事目録記載の記事及び動画の削除を求める。

(被告の主張)

原告らの主張は、否認ないし争う。

(8) 争点(8) (謝罪広告の要否) について

(原告らの主張)

5 本件各投稿は、いずれも原告らの社会的信用を失墜させ、広範囲に拡散されており、金銭賠償や削除請求が認められたとしても、これを周知する手段が限られることから、原告らの名誉を回復する手段として、謝罪広告が必要
というべきである。

(被告の主張)

原告らの主張は、否認ないし争う。

10 第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (事実摘示と意見・論評の該当性等) について

(1) 事実の摘示と意見・論評との区別等

15 名誉毀損の成否が問題とされている記事の表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかの区別は、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである。

そして、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的に又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項について的事实を摘示するものと解するのが相当である。他方で、上記のような証拠等の証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や議論などは、意見ないし論評の表明に属するとい
20 うべきである(最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照)。

(2) 本件記事1について

25 ア 本件記事1は、「『一般社団法人 Colabo の分析』(47)」仁藤夢乃氏、コラボ代表者の講演料36000円を個人口座へ入金情報公開請求で判

明 『非営利型』一般社団法人の要件が崩れ、大量脱税の疑い』との表題の記事である。

そして、本件記事1の本文前半は、本件支出命令書の画像を添付した上で、大要、「(原告法人は) 支払っている租税の額が極めて少ない。」「一般社団法人でも租税の算定で非課税の範囲を広げられる『非営利型』というタイプがある」「(原告法人は) 非営利型の要件を満たしていない疑いが極めて強い。というのは非営利型の要件の一つには特定の役員について特に経済的利益を帰属させるような行為を法人がしていないこと、というところ、仁藤夢乃氏は自己の個人口座に謝金を支払わせるなどしていたからである。」「(本件講演会に係る講演料3万6000円は) コラボが『パートナーシップ講座』の提携団体として新宿区に協力して行った事業の謝礼である。ところが、謝礼の受取人が仁藤夢乃氏個人になっている。」「とすると(コラボへ仁藤氏が謝金相当額を返還したという特殊な事情がない限り)、コラボは仁藤氏に対する不当利得返還請求権を有していたにもかかわらず、それを行使してこなかったということになり、理事に特別の利益を与えた場合に当たるのではないか。」「もう一つ言おう。〔中略〕2021年に女子のお祝いとして1万円の和牛コース料理を仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏〔裁判所注・原告法人の理事である。乙8参照〕が食べたことが疑われる写真がある。『ハレの日』なのは分かるが理事の一部が『支援対象者のお祝いだから』と言って1万円オーバーの食事をしているのは、一部の役員に利益を特別に与えた、となる可能性がある」

「さらに加えるとタイヤ代金その他の名目で東京都へコラボが請求して消えていった資金、つまり用途不明金については仁藤夢乃代表理事らの所得とされる余地もある。」等の記述がされている。

また、本件記事1の本文後半は、「さらに問題点がある。そもそもこの『ウィズ新宿』との協働事業を行うための要件をコラボが欠いていたので

はないか - - つまり本当は事業を行う資格がないのに事業を行い、3万6000円の収入を仁藤夢乃氏が受け取ったのではないかとの疑いである。」

「(新宿区の条例施行規則を引用した上で) 代表者が区民または在勤者であることが要件である」「(本件講演会の当時、原告仁藤の居住実体を指摘して、同人が新宿区の区民又は在勤者でないことを指摘した上で) この3万6000円の性格を①ただの講師代でどこに団体代表が住んでいるかなどは大事ではないと見るか②新宿区の地元で即した事業であり、新宿区にゆかりのない団体に支払うべきものではないと考えるか、により考え方は分かれるが、②の見解をとった場合には仁藤夢乃氏に、新宿区に対する詐欺罪が成立していた可能性がある」等の記述がされている。(以上につき、前提事実(3)ア)

イ 本件記事1の表題及び本文前半は、表題において「大量脱税の疑い」と表記され、「大量」という読者にとって脱税を強く印象付ける表現が用いられており、上記アで説示した本文前半の記述内容をみると、原告法人が非営利型法人の要件を満たさない根拠を具体的に指摘して、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、「原告らにおいて、原告法人が法人税法上の非営利型法人の要件を欠くにもかかわらず、非営利型法人として税務申告を行うことにより脱税をしている」との事実(以下「本件摘示事実(1)」という。)を摘示したものと認めるのが相当である。

また、本件記事1の本文後半は、上記アで説示した記事内容をみると、新宿区の条例施行規則を引用した上で、原告仁藤の居住実体を具体的に指摘して、原告法人が本件講演会に係る講演会の実施主体となる要件を満たさないにもかかわらず、原告仁藤が本件講演会の講師料3万6000円を請求して受領したことを指摘して、一般読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、「原告仁藤が、新宿区との間で本件講演会に係る協同事業を行うための要件を欠くにもかかわらず、新宿区に対して本件講演会の

講演料3万6000円を請求して騙し取った」との事実（以下「本件摘示事実(2)」という。）を摘示したと認めるのが相当である。

ウ この点、原告らは、本件記事1の表題及び本文前半に関して、「原告法人が、新宿区との間で法人としてパートナーシップ講座契約を締結して、その講師料3万6000円を原告仁藤の個人口座に振り込ませ、それにより利益を社員に分配した」との部分も摘示事実に含まれる旨を主張する（原告ら主張の摘示事実①）。しかし、本件記事1は、記事全体のテーマとして、原告らが脱税をしたこと及びその根拠が表現されたものといえ、上記部分は、原告法人が非営利型法人に該当しない理由として位置付けられるにとどまること、本件記事中には、他にも上記理由として一部の役員への高額の食事代の支出及びタイヤ代等の使途不明金の存在を挙げていることからして、本件記事1の摘示事実の一部として読み取ることができない。

エ 他方で、被告は、本件記事1の表題及び前半部分について、原告法人が法人税法上の非営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法的見解を表明したにすぎず、事実関係を断定したものでもなく、意図的な脱税をしている事実を読み取ることもできないと主張する。しかし、本件記事1の表題には、「『非営利型』一般社団法人の要件が崩れ」と記載され、要件を満たさない可能性ではなく、端的に要件を満たさないと読み取れる表現がとられている。また、本文前半は、法人税法等の規定を引用した上で、原告法人が非営利型法人の要件を満たさない理由を具体的に述べており、取り分け、情報公開請求により本件支出命令書の開示を受けたことにより、原告法人に帰属すべき本件講演会の講演料を原告仁藤個人が受領したことを強調していて、これらの事情に照らせば、一般の読者からすれば、被告の主張するような法的見解を表明したのではなく、原告らが脱税をしたと理解するものと考えられる。また、確かに、本件記事1の表題には

「大量脱税の疑い」という表現がとられているが、上記イで説示したとおり、原告法人が非営利型法人の要件を満たさない根拠を具体的に指摘していることからして、疑問形の形式をとりつつも脱税の事実を摘示したとみるのが自然である。

5 また、被告は、本件記事1の本文後半について、本件講演会の講師料の性格について複数の見解が存在し、その一つの見解をとった場合には、原告仁藤に刑法の詐欺罪が成立する可能性があるとの法の見解を表明したにすぎない、事実の摘示であったとしても、詐欺罪が成立していた可能性
10 があるとの事実を摘示したにすぎない等と主張する。確かに、被告の主張するとおり、上記記事中には、二つの見解を紹介した上で、そのうち一つの見解をとった場合には詐欺罪が成立する可能性があるとの記述がされている。しかし、上記イで説示したとおり、本件記事1の本文後半は、新宿区の条例施行規則を引用した上で、原告仁藤の居住実態等を具体的に指摘しており、一般の読者からすれば、上記二つの見解のうち、詐欺罪が成
15 立することを前提とする見解が相当であることを前提としたものと解されるし、記事中の協働事業の資格についても、被告の作出した基準ではなく、上記規則を踏まえて資格がなかったと理解するものと解される。そして、確かに、記事中には「疑い」「可能性がある」との表現がとられているが、上記のとおり居住実態等の具体的な指摘のほか、公訴時効の成立可
20 能性にも言及しており、相応の根拠を示していることを併せみると、一般の読者からすれば、本件摘示事実(2)を摘示したと理解するものと考えられる。

したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

(3) 本件動画1について

25 ア 本件動画1は、「Colabo 特集(8) 仁藤夢乃氏ら脱税疑い・・・被害女子の祝い名目で10000円の高級和牛コースを堪能 講演料の個人口座

への入金と合わせて『非営利型』一般社団法人の要件が崩れる可能性」との表題が冒頭で表示され、その後、二人のキャラクターがやり取りを行う動画である。

そして、本件動画1では、本件支出命令書の画像が示された上で、大要、
5 「新宿区と Colabo のパートナーシップ講座で新宿区が支払った支払記録よ。情報公開請求で開示されたの。」「普通は Colabo の人が新宿区に提供したサービスの対価だから Colabo が受け取るはずよね。」「でも受取人が仁藤夢乃さんです。」「2015年3月9日付で新宿区は、パートナーシップ講座の講師料としての謝金3万6000円を2015年に仁藤夢乃
10 さんの個人口座に振り込んでいるの。」とのやり取りがされた。

そして、「税金が少ないのが Colabo の特徴だわ。」「一般社団法人でも税金計算で非課税の範囲を広げられる『非営利型』というタイプがあるわ。」

「Colabo の納めている税額は年間売上が1億8000万円越えに、黒字が6000万円以上で、租税公課がわずか300万円足らずよ。この状況を
15 正当化するには非営利型で申告していた、と考えてあげるしかないわ。」

「本来、Colabo がもらうべきはずのお金が仁藤夢乃さんが受け取ってたことは Colabo は仁藤夢乃さんにお金を返せと請求できるんじゃない？」

「つまり不当利得返還請求権を行使していない場合はどうなるかしら」

「特別な利益を Colabo が仁藤夢乃さんに与えたとなるんですか？」「ビン
20 ゴ」

「もう一つ言うわね、それは役員のプチ贅沢よ。〔中略〕2021年に女子のお祝いとして1万円の和牛コース料理を仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏が食べたことが疑われる写真があるわ。」「『支援対象者のお祝いだから』と言って1万円オーバーの食事をしていた一部の役員の利益を与えた、
25 となる可能性があるの。」「まだこれだけじゃないわ。タイヤ代金その他の名目で東京都へ Colabo が請求して消えていった資金。つまり用途不明金については仁藤夢乃代表理事らの所得とされる余地もあるわよ。」「つ

5 まり①仁藤夢乃さんに対する新宿区の3万6000円を Colabo が返せと
言っていなかったらアウト、②仁藤夢乃さんの贅沢なお食事が特別な利益に
なってもアウト、③使途不明金が役員の個人所得と扱われてもアウト、で
どれか一つ当てはまった途端に Colabo はアウトなの。」とのやり取りがさ
れた。(以上につき、前提事実(3)イ)

10 イ 本件動画1は、表題において「脱税疑い」と表記して、疑問形ではある
が「脱税」という読者に強い印象を与える表現が用いられており、上記ア
で説示した動画のやり取りの内容をみると、原告法人が非営利型法人の要
件を満たさない根拠を具体的に指摘しているものといえ、一般の読者の普
15 通の注意と読み方とを基準とすれば、本件摘示事実(1)を摘示したものと認
めるのが相当である。本件動画1が原告ら主張の摘示事実①を摘示したも
のではないことは、前記(2)ウで認定判断したとおりである。

15 これに対し、被告は、本件動画1について、原告法人が法人税法上の非
営利型法人の要件に該当しない可能性があるとの法学的見解を表明したに
すぎない等と主張するが、前記(2)エの認定判断と同じく、本件動画1の表
題には、「『非営利型』一般社団法人の要件が崩れる可能性」との記載が
20 されていることや、原告法人が非営利型法人の要件を満たさない理由を具
体的に述べていることに照らして、採用できない。

(4) 本件記事2について

20 ア 本件記事2は、「『一般社団法人 Colabo の分析』(46)仁藤夢乃氏 ア
パート経営業とモラルハザード構造・・・想定リターン3億4千万と障害
者自立へのアンビバレンツ」との表題の記事である。

25 そして、本件記事2は、「コラボの所有物件、使用している物件は複数
ある〔中略〕が、今回は特にアパートへ生活保護の女子を入居させている
ことの問題点について扱う。何がまずいかまとめると、仁藤夢乃氏は10
代女子で障害を持つ対象を「支援」の重点においており、またアパートも

自前で経営しているところだ」「仁藤夢乃氏に限らず、支援団体が自前の
アパートを経営して支援した対象を入居させることには、（元手が税金で
ある）ことも含めてモラルハザード問題がつきまとう。」「もし住宅扶助
の範囲内に家賃が収まっているなら、入居者と家主の間では利益相反はな
5 い。ただこの時は住宅扶助の上限額を限度として、家主も入居者も全く懐
が痛まない - - - 税金から家賃が出るので、アパート経営者に公金が吸い
上げられてしまう - - - という問題点がある。いわゆるモラルハザード状
況である。」「仁藤夢乃氏はその著書やネット投稿でたびたび、障がいの
ある女性の方を優先して自分たちの団体は『保護』したいという旨を述べ
10 ている。」「その意味するところは - - - 極めて失礼な言い方になるが -
- - 判断力の乏しく、また生活保護で『取りっぱぐれ』のない家賃を払っ
てくれる『店子』を仁藤氏らが探しているからと邪推することもできてし
まう。」「まず①保護者と被保護者では権力勾配（事実上の力関係）があ
るので、仁藤氏らが勧めるアパートへの入居は断りにくい。②しかも仁藤
15 氏に心酔している知的障害の女子であれば「いい人」に逆らうことは思い
もよらないだろう。」「仁藤夢乃氏・Colaboは10代など若年の女子をな
ぜか優先して保護の対象にしている。」「10代女子なら、一度入れて仕
舞えば『こちらのもの』で、仮に18歳から78歳まで入居してくれたら
60年のリターンがある。雑に更新料や修繕費などを捨象して、月の家賃
20 を6万として計算すると1年で家賃は72万円である。もしこれが60年
間になると一人当たり4320万円の家賃を家主（コラボ・仁藤夢乃氏側）
は得ることができる。」「例えば2022年2月に完成した8部屋のアパ
ートは、用地の取得から建設工事まで全額が民間の助成金で賄われており、
コラボの支出は『タダ』である。とても雑にだがこの8部屋に一人当たり
25 （60年かけて）4320万円だ。4320万かける8をすると、3億4
560万円の家賃収入が期待できる」等の記述がされている。

5 続けて、本件記事2には、「最後におまけを述べておこう。このアパート経営の『集客』、少なくともその一部は営業活動の費用がタダだ――正確には東京都からの若年女性に対する支援事業（バスカフェ事業として有名）を請け負っているのだ。直近の東京都からの年間契約金額は4557万円ほどで、むしろ『入居者候補』を勧誘しながら黒字にすらなっている可能性がある。」等の記述がされている。

10 最後に、本件記事2には、「（支援対象の女性が自立した場合には）コラボにとって、一時的な物件の空き部屋につながる。とすると、もし虐待経験などの不幸な過去から人の気持ち、支援者をはじめとする事実上の『権力者』の意向に敏感である被支援者は『忖度』して自らの自立を目指さない方向に進むかもしれない」等との記述がされている。（以上につき、前提事実(3)ウ)

15 イ 本件記事2は、表題において「アパート経営とモラルハザード構造」「想定リターン3億4千万」という読者に強い印象を与える表現が用いられている。また、上記アで説示した本文の記述内容をみると、支援団体である原告法人が支援対象者を入居者とするアパートを運営することの問題点の指摘はされているが、他方で、「アパートへ生活保護の女子を入居させている」「仁藤夢乃氏は10代女子で障害を持つ対象を『支援』の重点において（いる）」との事情を指摘した上で、原告らと支援対象者との事実上の力関係の差にも言及していること、本件アパートの居室数を前提として、今後60年間の想定家賃収入を具体的に計算していることを指摘できる。さらに、「判断力の乏しく、また生活保護で『取りっぱぐれ』のない家賃を払ってくれる『店子』を仁藤氏らが探しているからと邪推することもできてしまう。」として、事実を推量させる表現を用いていること
20
25 (甲36参照)も踏まえると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件記事2は、「原告らが、生活保護費から家賃を継続的に収

受し、今後60年間で3億4000万円以上の収入を得ようとして、知的障害を有する10代の女性の支援対象者を本件アパートの入居者として勧誘している」との事実（以下「本件摘示事実(3)」という。）を摘示したものと認めるのが相当である。

5 また、本件記事2のうち、本件バスカフェ事業に関する部分は、本件摘示事実(3)に係る記事の表現と併せ考えると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、「原告らが東京都から委託を受けているバスカフェ事業を、本件アパートの入居者を勧誘して利益を上げるために利用している」との事実（以下「本件摘示事実(4)」という。）を摘示したものと認めるのが相当である。

10 ウ これに対し、被告は、本件記事2について、本件アパートに生活保護を受給する女子を入居させたと仮定した場合の問題点を指摘したにすぎず、意見ないし論評である等と主張するが、上記イで説示したとおり、具体的な事実の指摘がされたり、事実を推量する表現が用いられたりしていることを考えると、えん曲的にはあるが、本件摘示事実(3)を摘示したものと
15 みるべきである。

 また、被告は、本件記事2のうち、本件バスカフェ事業に関する部分について、原告法人が東京都からの支援事業を請け負っており、入居者候補を勧誘しながら黒字になっている可能性があるとの事実を摘示するものにすぎないと主張するが、これは、本件記事2の記述そのものであり、記事から読み取れる意味ないし趣旨を踏まえた摘示事実とは解されない。

 したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

(5) 本件動画2について

 ア 本件動画2は、「仁藤夢乃・Colaboの分析(2)、アパート経営と生活保護受給支援の事業モデル・・・推定リターン3億4000万、フェミニスト界の不動産王」との表題が冒頭で表示され、その後、二人のキャラク
25

ターがやり取りを行う動画である。

そして、本件動画2では、大要、「仁藤さんが持ってるアパートは3億円以上儲けを出せるんじゃないかって話よ。」「もっと巨大な話があるわ。全8部屋のアパートよ」「簡単に言うと、障害者の若い女性を囲い込んでずっと住んでもらうといいのよ」「仁藤さんの団体 Colabo は10代の女性を中心に支援してる。」「仁藤夢乃さんが支援するのは主に障害とかのある女子よ。」「もし10代なら当然寿命もまだ長い。余命が60年以上期待出来て、アパートに定住してくれたら『高利回り』の物件になるよ。」

「ちょっと問題提起するわね。支援団体が自前のアパートを運営して支援した対象を入居させるとモラルハザードの問題になるのよ。」「すごく失礼な言い方をすると判断力弱めで、生活保護で『取りっぱぐれ』ない家賃を払ってくれるアパート住民を探してたとも言えるね。」「弱い立場の10代女性はいうこと聞いてくれそうでしょ。しかも虐待から逃げたりして助けてもらった立場なら、なおさらよね。」「もし18歳から78歳までずっとアパートに入ってくれたら、60年の家賃になるのよ。月の家賃を6万として1年で72万円。これが60年間になると一人当たり4320万円」「このアパート、パブリックリソース財団というところから助成金1億もらって建てたからほぼタダよ」「4320万円の売上が8部屋とすると、3億4560万円の家賃ね。固定資産税とか修繕費、更新料とか省くけど大儲けよ。」とのやり取りがされた。

続けて、本件動画2には、「実は少女探しには、東京都のバスカフェ事業も使ってるのよ」「エコーニュースが情報公開で手に入れた画像を見せるわ。例えば令和4年には東京都から4557万円もらって入居者候補を探してるのよ。」とのやり取りがされた。

最後に、本件動画2では、「コラボハイツから人が出てくと、家賃なくなるってことよ。すると、もし虐待経験とか悲しい過去があつて、人の気

持ちを読むクセがついた人は『付度』するかもしれない」「支援団体が不動産で被害者たちを抱え込む構造は危ないんですね」とのやり取りがされた。(以上につき、前提事実(3)エ)

5 イ 本件動画2は、表題において「推定リターン3億4000万、フェミニスト界の不動産王」、動画中のやり取りにおいて「仁藤さんが持ってるアパートは3億以上儲けを出せるんじゃないか」として、読者に対して多額の利益が生じる旨の強い表現が用いられている。また、上記アで説示した動画のやり取りの内容及び動画全体の文脈等を通してみると、支援団体である原告法人が支援対象者を入居者とするアパートを経営することの問題点の指摘はされているが、他方で、原告らが障害のある10代の若い女性をアパート住民として探していた旨の指摘をしていること、原告らと支援対象者との事実上の力関係の差にも言及していること、本件アパートの居室数を前提として、今後60年間の想定家賃収入を具体的に計算していることを指摘できる。さらに、「判断力弱めで、生活保護で『取りっぱぐれ』ない家賃を払ってくれるアパート住民を探していたとも言える」として、本件アパートへの入居者を勧誘した事実を前提とする表現を用いていることも踏まえると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件動画2は、本件摘示事実(3)を摘示したものと認めるのが相当である。

15
20 また、本件動画2のうち、東京都から受託しているバスカフェ事業に関する部分は、本件摘示事実(3)に係る記事の表現と併せ考えると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件摘示事実(4)を摘示したものと認めるのが相当である。

25 ウ これに対し、被告は、本件動画2について、本件記事2と同じく意見ないし論評である等と主張するが、上記イで説示したとおり、具体的な事実の指摘がされたり、事実を推量する表現が用いられたりしていることを考えると、えん曲的にはあるが、本件摘示事実(3)を摘示したものとみるべ

きである。

また、被告は、本件動画2のうち、東京都から受託したバスカフェ事業に関する部分について、原告法人の受託事業の内容をそのまま摘示しているにすぎないと主張するが、これは、本件動画2でのやり取りそのものであり、そこから読み取れる意味ないし趣旨を踏まえた摘示事実とは解されない。

したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

2 争点(2) (社会的評価の低下の有無) について

(1) 本件投稿1及び2について

前記1(2)及び(3)で認定判断したとおり、本件記事1及び本件動画1は本件摘示事実(1)を、加えて本件記事1は本件摘示事実(2)をそれぞれ摘示するものであるところ、本件摘示事実(1)に係る記事及び動画の表現は、原告らの事業の遂行に際して、脱税という違法行為を行っているとの印象を与えるものであるといえるから、本件投稿1及び2(本件記事1及び本件動画1の投稿並びにその後これらの投稿を紹介した各ツイート)は、若い女性の自立支援を行うという公益的な社会活動を行う原告らにとって、その社会的評価を低下させるものと認められる。

また、本件摘示事実(2)に係る記事の表現は、原告仁藤が新宿区から講師料を詐取するとの違法行為を行ったとの印象を与えるもので、上記のとおり公益的な社会活動を行う原告仁藤にとって、その社会的評価を低下させるものと認められる。もっとも、本件摘示事実(2)は、詐取行為の主体が原告仁藤であるから、原告法人の社会的評価を低下させるとまでは認められない。

なお、本件摘示事実(2)に係る記事部分は、投稿から約14時間後に削除されたものであり(前提事実(5))、当時の本件アカウントのフォロワーが3名であったと認められるが(甲8)、上記記事部分は、一般に公開された本件アカウントに掲載されたもので、広く閲覧可能性があった以上、削除された

ことが損害の算定上考慮され得ることはともかく、原告仁藤の社会的評価の低下を否定するものと解することはできない。

(2) 本件投稿 3 及び 4 について

前記 1(4)及び(5)で認定判断したとおり、本件記事 2 及び本件動画 2 は、本件摘示事実(3)及び(4)をそれぞれ摘示するものであるところ、本件摘示事実(3)に係る記事及び動画の表現は、原告らが支援対象としている障害者や生活保護受給者である 10 代の若い女性を利用して、支援に見せかけて実際には多額の利益を追求しようとしているとの非倫理的・非道徳的な印象を与え、また、本件摘示事実(4)に係る記事及び動画の表現は、上記に加えて東京都からの公金を私的な利益の追求に用いているとの背信的な印象を与えるものであるといえるから、本件投稿 3 及び 4 (本件記事 2 及び本件動画 2 の投稿並びにその後これらの投稿を紹介した各ツイート) は、いずれも原告らの社会的評価を低下させるものと認められる。

これに対し、被告は、本件記事 2 及び本件動画 2 について、原告らの問題点を指摘するにとどまるとか、非営利型法人が収益事業を行うことや、本件バスカフェ事業を本件アパートの借主候補を探すために利用することも許容されている等として、原告らの社会的評価を低下させるものではないと主張するが、本件記事 2 及び本件動画 2 を閲覧した一般の読者が受ける印象は、被告の主張するような事情にとどまるものではないことは、投稿された内容に照らして明らかであり、採用することはできない。

3 争点(3) (事実摘示の場合の違法性阻却事由の有無) について

前記 1 で認定判断したとおり、本件各投稿は、事実の摘示 (本件摘示事実(1)ないし(4)) による名誉毀損行為であるところ、争点(3)において被告の主張する違法性阻却事由のうち、摘示事実の真実性・相当性から検討することとする。

(1) 本件記事 1 及び本件動画 1 について

ア 本件摘示事実(1)について

(7) 本件摘示事実(1)は、原告法人が非営利型法人の要件を欠くにもかかわらず、非営利型法人として税務申告を行ったことを重要部分とするものと解される。そこで、この重要部分についての真実性・相当性について、被告の主張する根拠を検討する。

5 (イ) 被告は、新宿区の実施要領（乙2の1）等を根拠として、新宿区との
パートナーシップ講座を実施できる主体は団体に限られており、原告法
人が本件講演会の実施主体であったと信じたことも合理的であると主張
する。しかし、本件講演会は、新宿区家庭教育グループ連絡会及び新宿
10 区子ども家庭部男女共同参画課が主催したパートナーシップ講座であり、
原告法人は本件講演会の実施主体ではなく、原告仁藤も講師として講演
を行ったにすぎない（甲55）。被告は、情報公開請求によって本件支
出命令書を入手したのみで、本件講演会の実施団体が原告法人であるか
を新宿区に確認する等していない（被告本人〔20頁〕）。また、被告
15 の行った情報開示請求は、原告法人を実施主体とする講演に関する文書
を対象としたものではなく（甲13）、このような情報開示請求によっ
て取得された本件支出命令書をもって、本件講演会の実施主体が原告法
人であり、その講演料が原告法人に帰属すべきものと信じたとしても、
合理性があるとは解されない。

20 また、被告は、本件講演会の実施主体が原告法人でなかったとしても、
本件原告法人に帰属すべき講演料が原告仁藤個人に移転していたといえ
ると主張するが、本件支出命令書の記載からして、本件講演会の講師は
原告仁藤個人が受任したものであると認められ、原告仁藤が原告法人の
代表者の肩書で本件講演会の講師をしたことや、本件講演会が原告法人
25 の活動を踏まえたものであること（甲55）等の事情によっても、その
講演料が原告法人に帰属すべきものとはおよそ解されないし、原告法人
が原告仁藤に対して講演料相当額の不当利得返還請求権を有するともお

よそ解されない。

5 (ウ) 被告は、原告法人が所有不動産を若年女性に通常より低い賃借料で貸し付けていること、原告らから虚偽の申請をして生活保護を受給するよう助言された女性がいることから、原告法人が非営利型法人の要件を欠いていると主張する。

10 被告の指摘する法人税法施行令第3条第1項第3号及び同条第2項第6号に関する解釈通達1-1-8は、非営利型法人の要件の喪失事由として、法人が特定の個人又は団体に対し、その所有する建物等は無償又は通常よりも安い賃貸料で貸し付ける等の経済的利益の供与等で、社会通念上不相当なものを行っていることを挙げるところ、原告法人の目的は、様々な理由から経済的に困窮している若い女性を支援することにより（甲3、弁論の全趣旨）、このような支援対象者に対して低額の家賃等でシェアハウスや本件アパートを住居として提供することが、上記通達にいう「社会通念上不相当なもの」とはおよそ認められない。

15 また、被告は、原告らから虚偽の生活保護の申請をするよう助言された女性がいると主張し、これに沿う証拠（乙13、14の各枝番、27）もあるが、この女性の発言を裏付ける証拠もない。インターネット上でされた利用者とされる女性1名の発言をもって、上記通達にいう「社会通念上不相当なもの」であることが基礎づけられるわけでもない。

20 (エ) このほか、被告は、原告仁藤も参加する食事会で、1万円を超えるコース料理が提供されており、理事に特別の利益が供与されたと主張する。しかし、被告の引用する写真（乙7）は、その撮影内容からして料理店等での食事会ではなく、実際に1万円を超える料理が提供されたことを示すものとも言い難いのであって、被告の上記主張は、採用できない。

25 また、被告は、原告法人の会計報告が不明確で、原告法人は東京都からの受託事業の経費と独自の事業を混同して、所得を低く申告している

可能性もある等と主張する。しかし、被告の引用する東京都の監査報告書（乙1）には、原告法人の経費の計上について妥当性が疑われるとの指摘がされているが、これをもって原告らの脱税の事実を直ちに基礎づけるものでもないし、他にこれを裏付ける的確な証拠もないから、被告の上記主張は、採用できない。

(オ) したがって、本件摘示事実(1)の重要部分について、真実であるか、又は被告において真実であると信じたことについて相当な理由があるとは認められない。

イ 本件摘示事実(2)について

(ア) 本件摘示事実(2)は、原告法人が本件講演会の実施主体となる要件を満たさないにもかかわらず、原告仁藤が新宿区に対して本件講演会の講演料3万6000円を請求して受領したことを重要部分とするものと解される。

(イ) そこで、上記(ア)の重要部分についての真実性・相当性についての被告の主張する根拠を検討するに、前記ア(イ)で認定判断したとおり、本件講演会は、原告法人以外の団体が主催し、原告仁藤は講師として招かれて講演を行ったにすぎないと認められ、原告法人が実施主体となったものではないから、原告法人が実施主体となる要件を満たさないにもかかわらず、原告仁藤が本件講演会の講演料を請求したということとはできない。

(ウ) したがって、本件摘示事実(2)の重要部分について、真実であるか、又は真実と信じたことについて相当な理由があるとは認められない。

(2) 本件記事2及び本件動画2について

ア 本件摘示事実(3)について

(ア) 本件摘示事実(3)は、原告らが、多額の収入を得る目的で、知的障害があり、生活保護受給者である10代の女性の支援対象者を本件アパートの入居者として勧誘していることを重要部分とするものと解される。

これに対し、被告は、本件摘示事実(3)の趣旨からして、問題となっている不動産がシェルターか本件アパートかは重要ではないと主張する。しかし、本件記事2及び本件動画2の表題にある「3億4千万」等と表記された収入額は、本件アパートを前提として算定されたことが投稿内容から明らかである。また、本件記事2及び本件動画2にはシェルターについて何ら言及されているわけではないから、本件摘示事実(3)は、本件アパートに関するものと理解するのが相当である。

(イ) そこで、上記(ア)の重要部分の真実性・相当性について、被告の主張する根拠を検討するに、本件において、原告らが、多額の収入を得る目的で本件アパートの入居者を勧誘していたことを的確に裏付ける証拠はない。また、本件全証拠によっても、本件記事2及び本件動画2の投稿当時、本件アパートに居住していた女性が障害を有する生活保護受給者であることを裏付ける証拠もない（なお、原告らは、上記当時本件アパートに居住していたのは女性1名のみで、障害者でも生活保護受給者でもないとしている。）。

原告らが、支援対象の女性の生活保護の申請に同行したり、障害者や生活保護を受給し得る者に重点を置いて支援をしたりしているとしても、そのことが直ちに、本件アパートから多額の収入を得る目的で、障害を有する生活保護受給者を入居させようとしていることが推認されるわけでもない。

(ウ) したがって、本件摘示事実(3)の重要部分について、真実であるか、又は真実であると信じたことについて相当な理由があるとは認められない。

イ 本件摘示事実(4)について

(ア) 本件摘示事実(4)は、原告らが、本件バスカフェ事業を、本件アパートの入居者を勧誘して利益を上げるために利用していること（営利目的での本件バスカフェ事業の利用）が重要部分であるものと解される。

(イ) そこで、上記(ア)の重要部分の真実性・相当性について被告の主張する根拠を検討するに、本件において、営利目的で本件バスカフェ事業を行っていたことをうかがわせる証拠はない。

被告の指摘するとおり、原告法人が東京都からの委託を受けて本件バスカフェ事業を行っていること、原告法人の事業として本件アパートに支援対象者を入居させていることは事実であり、また、本件バスカフェ事業で支援対象となる女性が本件アパートに入居することもあり得るものと認められるが（弁論の全趣旨）、これらの事情をもって、上記の営利目的があることが推認されるわけでもない。

(ウ) したがって、本件摘示事実(4)の重要部分について、真実であるか、又は真実であると信じたことについて相当な理由があるとは認められない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件摘示事実(1)ないし(4)の各重要部分について、真実であるか、又は真実であると信じたことについて相当な理由があるとは認められないから、他の要件（事実の公共性及び目的の公益性）について検討するまでもなく、本件各投稿について違法性阻却事由があるとは認められない。

なお、本件各投稿は事実の摘示による名誉毀損であるから、争点(4)についても判断を要しない。

4 争点(5)（名誉感情・肖像権侵害の有無）について

(1) 名誉感情・肖像に関する人格的利益の侵害について

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価であり（最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照）、この名誉感情の侵害については、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に、人格的利益の侵害として違法になるものと解される（最高裁平成22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。

肖像に関する権利利益に関して、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、その公表が違法と評価されるかについては、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである（最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照）。

(2) 名誉感情に関する人格的利益の侵害について

ア 本件各ツイートは、いずれも本件写真の画像を添付して公表したものであるところ（前提事実(4)）、本件写真は、串に刺したかじりかけのフランクフルトソーセージを口元に近づけた原告仁藤の顔写真が撮影されたものである（甲24ないし27〔各枝番を含む。以下同じ〕）。

イ 本件写真は、左上に「加美農業高校、たまげ大福だ…」と表示されているところ（甲24ないし27）、この「たまげ大福」とは、原告仁藤が平成23年頃に、東日本大震災の被災地である宮城県の女川高校の生徒と共同開発した商品であり、本件写真は、この商品の販売活動の一環として、宮城県の加美農業高校の文化祭を訪問した際に撮影され、その後、写真共有サイトに投稿されたものと認められる（甲28ないし31、弁論の全趣旨）。確かに、本件写真は、フランクフルトソーセージを口元に近づけた構図になっているが、上記のとおり、高校の文化祭を訪問した際の写真であって、性的な意図をもって撮影されたものでないことは、本件写真の表示や撮影経緯・場所からして明らかである。

ウ しかるに、証拠（甲24ないし27）によれば、本件各ツイートは、本件写真の画像を添付した上で、「食品で疑似口腔性交」「疑似フェラ」「お下劣写真」等との文言を付して、原告仁藤による口腔性交を想像させる投稿をしている。本件各ツイートには、被告の主張するような、原告仁藤の言説に一石を投じる意図をうかがわせる記述は見当たらず、むしろ、他の

閲覧者の歓心を買おうとする記述も用いられていて、被告は、敢えて原告仁藤を性的に揶揄する意図の下で、本件写真に卑猥な文言を加えて本件各ツイートをしたものとみるほかない。

原告仁藤は、これまで性加害等に反対する立場から、10代の若い女性を支援する社会活動を行っており（甲1ないし3）、本件各ツイートは、このような原告仁藤の立場を貶める目的で投稿されたものであることが優に推認されるのであって、原告仁藤の活動にも支障が生じ得るものと認められる。また、原告仁藤は、本件写真を写真共有ソフトに投稿したとは認められるが、被告が本件写真を公表することには同意しておらず（弁論の全趣旨）、さらに、現在における原告仁藤が、社会活動家として一定の社会的地位を有することを考慮しても、上記のような性的な意図を加えた形で本件写真を公表することが許容されるものでもない。

エ 以上の事情に照らせば、本件各ツイートは、社会通念上許される限度を超える侮辱行為として、違法であると認められ、これと異なる被告の主張は、上記説示に照らして採用できない。

(3) 肖像に関する人格的利益の侵害について

本件各ツイートは、卑猥な文言を加えて本件写真を投稿したものであり、前記(2)で指摘した事情を考慮すれば、本件写真をみだりに公表されないという原告仁藤の人格的利益を侵害しており、その侵害は社会生活上受忍の限度を超えるものとして、違法であると認められ、これと異なる被告の主張は、採用できない。

(4) 「いいね」及びリツイートについて

ア 原告仁藤は、本件ツイート2及び3について、他の閲覧者による肯定的なリプライに対し、被告が「いいね」を押した行為及び更にリプライをした行為（前提事実(4)）について、本件ツイート2及び3を広範囲に拡散させるものであるから、名誉感情を侵害するものであると主張する。

イ 確かに、ツイッターでは、他の閲覧者によるリプライに対して「いいね」を押したり、更にリプライをしたりすることによって、元のツイートについて一定の拡散力があることが指摘されている（甲96）。

5 5 しかし、ツイッターにおいて、「いいね」を押す行為は、対象のツイートに賛意や共感を表す、あるいは閲覧したことを確認する目的でされることもあり、被告も、リプライに対して「いいね」を押したのは、備忘として見たことを示すためであるとしている（乙54、被告本人〔3ないし4頁〕）。被告が、自らに対して必ずしも肯定的ではないリプライに対しても「いいね」を押していることが認められること（乙38ないし40〔各枝番を含む〕、弁論の全趣旨）も併せ考えると、被告において、本件各ツイートを拡散する意図の下で本件各リプライ等をしたとまでは認められない。原告仁藤の提出する被告のリプライ等（甲98ないし105〔各枝番を含む〕）によっても、上記認定を覆すものとはいえない。

15 15 また、原告仁藤の指摘するリプライも、その記載内容に照らして、それ自体として原告仁藤の名誉感情を侵害する表現であるとまでは認められず、本件ツイート2及び3を拡散させる意図でされたとまでは認めがたい。

20 20 ウ したがって、本件ツイート2及び3について、他の閲覧者による肯定的なリプライに対し、被告が「いいね」を押した行為及び更にリプライをした行為について、原告仁藤の名誉感情を侵害するものとして違法であるとは認められない。

5 争点(6) (損害額) について

(1) 本件各投稿について

25 25 本件各投稿が違法な名誉毀損行為に該当することは、前記1ないし3で認定判断したとおりであり、特に、いずれも10代の若い女性の自立支援等を行っていた原告らの社会的活動に対し、合理的な根拠のない非難を向ける内容であることを指摘でき、これらの投稿が広くインターネット上に公表され

たことにより、原告らの実施する支援活動にも支障を生じさせるものといえる。他方で、本件摘示事実(2)に係る記事については公表からほどなく削除されていること等も指摘でき、その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、原告らにそれぞれ生じた名誉毀損による損害(無形的な損害)として、
5 各150万円をもって相当と認める(なお、本件摘示事実(2)は原告仁藤のみに関するものであるが、本件各投稿全体の違法の程度・内容を評価した場合に、原告らで慰謝料額に差が生じるとは解されない。)

(2) 本件各ツイートについて

10 本件各ツイートは、前記4で認定判断したとおり、原告仁藤の名誉感情及び肖像に関する人格的利益を侵害するものであるところ、特に、本件写真に卑猥な文言を加えて、原告仁藤を性的に揶揄し、その地位を貶める目的で投稿されたと認められることを指摘でき、その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、原告仁藤に生じた名誉感情及び肖像に関する人格的利益の侵害による慰謝料としては、50万円が相当である。

15 (3) 弁護士費用

原告らは、本件訴訟の提起及び追行を原告ら訴訟代理人弁護士に委任しており、その弁護士費用相当の損害としては、上記(1)及び(2)の損害額の1割(原告仁藤につき20万円、原告法人につき15万円)をもって相当と認める。

(4) 損害額の合計

20 原告仁藤 220万円

原告法人 165万円

6 争点(7)(削除請求権の成否)について

25 本件記事1(ただし、別紙5のとおり現在も公開されているものに限る。)、本件動画1、本件記事2及び本件動画2は、前記1ないし3で認定判断したとおり、本件摘示事実(1)ないし(4)を摘示することによって違法に原告らの名誉を毀損するものである。これらの記事及び動画は、現在も本件サイトにおいて関

覧可能な状態にあり（弁論の全趣旨）、上記の違法状態が継続していて、その削除を認める必要性が高いということができし、これらの記事及び動画の投稿状態を継続することによる被告の利益を考慮する必要も乏しいといえる。

したがって、これらの記事及び動画については、原告らの人格権に基づく削除請求を認めるのが相当である。

7 争点(8)（謝罪広告の要否）について

本件各投稿は、いずれも原告らに対する違法な名誉毀損行為ではあるが、本判決の確定により金銭賠償並びに記事及び動画の削除が認められれば、一定の被害回復を図ることができること、原告らは、これまでも自ら又は弁護士を通じて意見・声明等を公表しており（甲75、76、78、79）、これらの方法によっても被害回復を図ることが可能であることを考慮すると、本件について、被告に対して謝罪広告を命ずるまでの必要はないものと解するのが相当である。

第4 結論

以上の次第で、原告らの請求は、主文第1項ないし第3項の限度で理由があるからこれらを認容するが、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する（なお、主文第1項の遅延損害金の起算日は、本件各投稿に係る損害額部分は、請求の趣旨のとおり最終の投稿日である令和4年12月31日になる。本件各ツイートに係る損害額部分は、本件各ツイートが本件写真の公表行為という一連の不法行為と評価できるから、最終のツイートがされた令和5年3月7日とすべきと解される。また、主文第3項についての仮執行宣言は、相当でないのでこれを付さない。）。

東京地方裁判所民事第44部

裁判長裁判官

片山 健

裁判官

高橋 貞幹 

5

裁判官

宮本 梨容子 

(別紙1)

投稿目録1 (本件記事1)

タイトル 「一般社団法人 Colabo の分析」(47) 仁藤夢乃氏、コラボ代表者の講演料36000円を個人口座へ入金情報公開請求で判明 「非営利型」一般社団法人の要件が崩れ、大量脱税の疑い

5

投稿日 令和4年12月29日

URL <https://echo-news.red/Japan/nito-may-be-taxed-heavily>

投稿記事 下記のとおり

記

支出命令書(一般)通常				単件	伝票番号	0068906 - 001	
年度	26	会計	01 区一般会計	所属	303000	子ども家庭部男女共	
予算区分	0	現年度予算		起票日	27年 3月 9日		
款	06	子ども家庭費		次期区分	2 課長		
項目	01	子ども家庭費		契約方法	5 なし		
細目	02	男女共同参画推進費		予算現額	2,678,000円		
細々目	001	啓発活動		負担行為済額	2,075,000円		
細々目	01	啓発活動		配当残額	603,000円		
細々目	08	報償費					
細々目	01	講師謝礼					
金額						¥	3 6 0 0 0
控	源泉徴収所得税	3,675円	徴収区分	講演料、スポーツ等の指導料			
除			円	支払人数	1人	適用区分 204条	
			円	控除対象額	36,000円		
			円	差引支給額	32,325円		
件名等	平成26年度「パートナーシップ講座」の開催に伴う講師謝礼の支出について(3月分)(支払額調書)						
請求	上記の金額を請求します。		27年 3月 9日	支払希望日	年 月 日		
	様	請求書番号		支払方法	口座払		
住所	[REDACTED]						
氏名	仁藤 夢乃						
書	金融機関名	[REDACTED] 銀行	[REDACTED] 支店				
	預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]			
	口座名義人	[REDACTED]					
内訳	品名No	項目・品名	数量	単価	金額		
001		「パートナーシップ講座」講師謝礼(3月4日分)	3.00 時間	12,000.00	36,000.00		

10

(新宿区とのパートナーシップ講座に伴う謝礼支払い記録。情報公開請求で入手)

一般社団法人 Colabo（以下、コラボ）の仁藤夢乃代表が、コラボと新宿区間で結ばれたパートナーシップ講座の講師料としての謝金3万6000円を、2015年に自己の個人講座に振り込ませていたことが、情報公開請求で分かった。

- 5 ここで問題になるのがコラボの税金、法人税である。コラボは2022年8月24日付の連載第一回（リンク参照）で見た通り、払っている租税の額が極めて少ない。

ところが一般社団法人は原則として株式会社などと同じような租税法上の扱いを受ける。例外は公益認定を受けた場合であるが、連載第一回で見た通り、コラボは公益認定は受けていない。

10

ただまた例外的に、一般社団法人でも租税の算定で非課税の範囲を広げられる「非営利型」というタイプがある。

- 15 しかしこの「非営利型」として申告をする—その上で税務当局に否認（間違っているという扱い）を受けないためには、要件が複数あり、それをクリアし続けていなければならない。これについて Twitter 上などでは筆者が見たかぎり「コラボは非営利型」といきなり決めつけている見解がいくつか見られたが、非営利型として申告をしてそれを通用させるには、いくつか要件をクリアする必要がある。

- 20 そして残酷なことにはだが、非営利型の「つもり」で申告していた場合にも、その非営利型要件を欠いていると税務署にされた場合は、「非営利型で本来なかったんだから、元の（株式会社などと同様の基準での）法人税額を支払え」という話になってしまう。この点において一般社団法人を運営しながら「非営利型」として税務申告をするのは極めて危険なわけである。

- 25 コラボの納めている税額—年間売り上げが1億8000万円超えに、黒字が6000万円以上ありながら、租税公課がわずか300万円足らず—という状況を正当化するには非営利型で申告し

ていた、と考えるしかない。だが、コラボは非営利型の要件を満たしていない疑いが極めて強い。というのは非営利型の要件の一つには特定の役員について、特に経済的利益を帰属させるような行為を法人がしていないこと、というのがあるところ、仁藤夢乃氏は自己の個人講座に謝金を支払わせるなどしていたからである。

5

以下、非営利型の要件を何があるか確認して、また仁藤夢乃氏らのどういった行為が非営利型の要件を欠いている恐れが高いか確認しよう。

そもそも非営利型法人というのは法人税法2条に規定があり

10

その九の二で一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、「その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」か「その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」のいずれかの条件を満たすものである。

15

要件としては定款に一定の定めがあることや、特定のものの親族など（内縁関係を含む）が理事の3分の1以下であること、などがある。このうち定款の目的については、DV被害者支援金の関係でコラボが東京都に提出した書類に対して、筆者も情報公開請求したが登記簿の所定欄は黒塗りで帰ってきたのでよく分からない。

20

またコラボはもともと理事が3名だったがこれを徐々に増員して、2017年の3月までに6名体制にしている。これは仁藤夢乃と稲葉隆久（事実婚である旨を仁藤が述べている）の2人を合わせて、理事のうち3分の1以下に持ってきた一つつまり非営利型の要件を満たすように整えた一つの

25

だと判断できる。

ただ、やや技巧的だがそれならば団体が以前に何をしても良いかということそうではないのではないか。例えばだが、本来は団体が得られるはずの収益、団体が自治体と共同して行なった事業の謝金を特定の理事だけが受け取っていた、という場合に、団体が理事に対して、不当利得の返還請求権を行使してこなかったような場合は、事実上、特定の役員に経済的な利益を与えたと見ることが

ここで問題になるのが冒頭の新宿区から仁藤夢乃氏に払われた36000円だ。これはコラボが「パートナーシップ講座」の提携団体として新宿区に協力して行なった事業の謝礼である。ところが謝礼の受取人が仁藤夢乃氏個人になっている。

このパートナーシップ講座、個人ではなくてあくまでも法人が新宿区と協働して行うものなので謝礼の受け取りも法人になるはずである（仮にその中で特に、一部の個人が特に労力をかけたというふうな場合には団体内部での給与の支払いなどで処理されるべき話である）。にも関わらず仁藤夢乃氏個人が、コラボに対する謝礼を受け取っているのだ。

とすると（コラボへ仁藤氏が謝金相当額を返還したという特殊な事情がない限り）、コラボは仁藤氏に対する不当利得返還請求権を有していた一にもかかわらず、それを行使してこなかったということになり、理事に特別の利益を与えた場合に当たるのではないか。

もう一つ言おう。それは（額としては微妙だが）役員の「贅沢」だ。あくまでも「プ子贅沢」かもしれないが2021年に女子のお祝いとして1万円の和牛コース料理を仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏が食べたことが疑われる写真がある。「ハレの日」なのは分かるが理事の一部が「支援対象者のお祝いだから」と言って1万円オーバーの食事をしているのは、一部の役員に利益を特別に与えた、と

なる可能性がある。

そして、法人税基本通達 1-1-8 にいう「非営利型法人における特別の利益の意義」としては

- 「「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。」必要があるとされている。

さらに加えるとタイヤ代金その他の名目で東京都へコラボが請求して消えていった資金、つまり使途不明金については仁藤夢乃代表理事らの所得とされる余地もある。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- 四 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。
- 六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。
- 七 協同組合等 別表第三に掲げる法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 九 普通法人 第五号から第七号までに掲げる法人以外の法人をいい、人格のない社団等を含まない。
- 十 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの
 - ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

(法人税法)

- 第三条** 法第二条第九号のニイ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。
- 一 その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
 - 二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人
 - 三 前二号の定款の定め反する行為（前二号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
 - 四 各理事（清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。
- 2 法第二条第九号のニロに規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。
- 一 その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
 - 二 その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
 - 三 その主たる事業として収益事業を行つていないこと。
 - 四 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
 - 五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、前項第二号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。
 - 六 前各号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
 - 七 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（法人税法施行令）

- とても長くまた読みにくいですが、非営利型の要件を満たしてからの間に「特定の個人又は団体に特別
- 6 の利益を与えること」をしたらアウトである。

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」といいます。)に基づく
公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人

公益法人等として取り扱われ、法人税法上の収益事業から生じた所得が課税対象となります。

なお、公益目的事業は収益事業から除かれているため、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。

2 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人

① 法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの(以下「非営利型法人」といいます。)

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。

② ①以外のもの(以下「非営利型法人以外の法人」といいます。)

普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

○ 課税所得の範囲

	公益社団法人 公益財団法人	公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人	
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人
法人税法上の法人区分	公益法人等		普通法人
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得が課税対象(注)		全ての所得が課税対象

(国税庁 HP より。)

そして以上のいずれかで、非営利型としてふさわしくない行為があった場合は、法人税法64条の
5 4に従い「公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算」がなされてそれまでの累
積した法人の所得に相当する額が、ふさわしくない行為をした日から益金の額に参入される。例え
ば2019年10月1日にふさわしくない行為があった場合は、その時点でそれまで益金に参入さ
れなかった額を一気に、税金を支払うべき対象になる儲けとして得たという扱いになり、もしこれ
までその支払いがなかった場合は(複雑なので省くが)利子を含めて割高に加算された税金を払う

10 羽目になる可能性が高い。

「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、男女共同参画推進のための学習会、研修会、講座等（以下「講座等」という。）を以下の条項で定める団体と区が協働で開催するために必要な事項を定める。

(公募)

第2条 区は、区と協働で講座等を開催する団体を公募する。

(対象団体)

第3条 区と協働で講座等を開催する団体は、区内で継続的に活動している団体であって新宿区立男女共同参画推進センター条例施行規則（昭和57年新宿区条例施行規則第49号）第5条に掲げる要件を満たす団体

(対象講座)

第4条 区と団体が協働で開催する講座等（以下「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 30名以上の者が出席できる規模で実施されること。
- (2) 講座等を実施する団体の構成員以外の者も出席できるものであること。
- (3) 営利、宗教、政治的な活動を目的としない講座であること。

(申請)

第5条 第2条の規定による公募に応募する団体は、講座の企画等について、ウィズ新宿とのパートナーシップ講座申請書（第1号様式）により、区に申請しなければならない。

2 申請しようとする講座等が区から補助金等を受ける場合は、申請することはできない。

（「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」実施要領。区内で活動などを行う団体と新宿区の間で締結される）

- 5 さらに問題点がある。そもそもこの「ウィズ新宿」との協働事業を行うための要件をコラボが欠いていたのではないかと一つまり本当は事業を行う資格がないのに事業を行い、3万6000円の収入を仁藤夢乃氏が受け取ったのではないかという疑いである。

(平17規則116・全改、平19規則134・平20規則20の一部改正)

(団体登録の要件)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 構成員が10名以上であること。
- (2) 構成員のうち、区の区域内に住所を有する者(以下「区民」という。)及び在勤者が過半数であること。
- (3) 代表者が明確で、かつ、区民又は在勤者であること。
- (4) 入会及び退会が自由であること。

(平13規則68・全改、平17規則10・平20規則20の一部改正)

(団体登録)

第6条 条例第6条第2項の規定による申請は、新宿区立男女共同参画推進センター団体登録申請書(第2号様式)に区長が別に定める書類を添え

(平20規則20・全改)

(登録団体の種別)

第7条 条例第6条第2項の承認を受けたもの(以下「登録団体」という。)の種別は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する学習をその活動目的とする団体(以下「男女共同参画学習団体」という。)
- (2) 男女共同参画の推進に関する取組をセンターの利用目的とする事業者(以下「取組事業者」という。)
- (3) 女性を中心とするグループ活動をするための団体であり、当該団体の構成員のうち7割以上が女性であるもの(以下「女性団体」という。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域団体その他の団体(以下「一般団体」という。)

(平13規則68・追加、平16規則76・平17規則10・平20規則20の一部改正)

(団体登録の有効期間)

第8条 団体登録の有効期間は、条例第6条第2項の承認を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

(平13規則68・追加、平17規則10・平20規則20の一部改正)

(団体登録の取消し等の届出)

第9条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があつたときは、区長に速やかに届け出なければならない。

(平13規則68・追加、平20規則20の一部改正)

(団体登録の承認の取消し)

第10条 条例第6条第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) センターを不正に利用したとき。

(新宿区男女共同参画推進センター条例施行規則より。代表者が区民または在勤者であることが要件である。)

ところで仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏(一時、副代表だった)は筆者が知る限り東京市部に実際の住所を置いていた。また仁藤夢乃氏は新宿区に(居住実体がないにも関わらず)住民票を移した痕跡があるが、それは平成27年よりは以降である。さらにオフィスが新宿区に移ったのは2018年以降であり、この時期には登記簿などを見る限り事務所を渋谷区の架空住所としており(正確にはいったん2013年に入居した物件を引き払い)、東京市部にある仁藤夢乃氏の自宅などを活動拠点にしていた。

10

この3万6000円の性格を①ただの講師代でどこに団体代表が住んでいるかなどは大事ではないと見るか②新宿区の地元在即した事業であり、新宿区とゆかりのない団体に支払うべきものではないと考えるか、により考え方は分かれるが、②の見解をとった場合には仁藤夢乃氏に、新宿区に対する詐欺罪が成立していた可能性がある(ただし、2015年3月9日が支払日なのでそれから7

15 年経った現在はおそらく刑事時効が成立している。おそらくと述べたのは海外にいる間は時効が停

止するところ、仁藤夢乃氏は割と頻繁に海外へ出かけていたからである——ただそれでも9ヶ月以上も2015年3月以降に海外に滞在した痕跡はないため、やはりこの点については時効が成立すると見るべきである)。

- 5 関連記事リンク 野党の支持母体「一般社団法人 Colabo」の分析(1) 年間収入1億8000万円
円で岸田首相政治資金団体以上の集金力に、公称サポーター数1647名 仁藤夢乃氏32歳の絶
大権力

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(2)・・・フェミニズム要素は皆無のスタート
「社団法人」という選択の成功

- 10 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(3) 取材対象の少女に著書を配布と、労働
力確保のビジネスモデル

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(4) 赤旗から聖教新聞、朝鮮総連系まで広い
露出——「日本会議・左派バージョン」の迷彩戦術

- 15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(5) 資金源は意外な「保守・警察系」団
体・・・2018年以降は助成金の支払い元がどんどん追跡困難に

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(6) 共産党「赤旗」は「機関誌」でなく「新
聞」あつかい・・・赤旗への露出率は年々増加

- 20 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(7) 出所不明の助成金は誰が出したか・・・
出資「していそいな」側の記録で追う・・・一握りのサークルで「助成金ジャック」する慈善業界
の格差構造

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(8) 10代後半の仁藤夢乃が見た風
景・・・クルド難民支援から「女子高生サポートセンター」への脱皮

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(9) 実践倫理宏正会との対比で見る、掴みど
ころのなさ

- 25 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(10) 学生運動から生まれた「政治教
会」・・・農園=宣教場と宣言した牧師が特異な予備校講師として仁藤夢乃を導いた軌跡

- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 1）「ボランティアなら被害少女の体験を」・・・過酷なロールプレイに見る、採用方針と内面統制
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 2）仁藤夢乃氏の削除したツイッターアカウントと投稿内容で見るコラボ・・・AKB を踊りアニメファンで下ネタ好きの意外な素顔
- 5 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 3）操作されたメディア 仁藤夢乃氏「メディア総出で準備を手伝った」――『私たちは買われた展』が記者に作られるまで
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 4）ノンポリ風の「お姉さん」が、反基地フェミニストへ向かう過程――左派展開と明治学院大教諭らの影
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 5）仁藤夢乃を導いた阿蘇牧師のインテリ
- 10 教会――中国国内で公安の目をかいくぐり北朝鮮情勢を調査した異色の韓国人牧師・賈晶淳氏
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析の分析（1 6）安全のため訪問は受け付けずという虚偽見解 9年前は初回納入金24万8000円～のスクールビジネス
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 7）フェミニズム以前の幸せな日々――仁藤夢乃氏のアイドル嫌い「キモいおじさん」発言はどこから来たのか
- 15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 8）2つの「コラボ」・・・NPO 法人カタリバによる東北コラボの存在と、仁藤氏コラボの分離・独立
- 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（1 9）国会議事録で読むコラボと、人の導線でない新宿区役所から「動かない」バスの謎
- 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 0）仁藤夢乃と稲葉理事の出身母体 年間収入16億円の巨大NPO 法人「カタリバ」・・・相方経営と教育スタートという共通項
- 20 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 1）軽度知的障害者らの支援と、政治動員という倫理的ジレンマ
- 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 2）キリスト教婦人矯風会とコラボ① 1886年の禁酒運動から戦後の左傾化・・・「神の宮」としての人体と、理想の毛沢東体制
- 25 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 3）矯風会とコラボ② 機関紙にコラボ役員の「ゴースト出演」と、「ツイフェミ化」した矯風会

「一般社団法人 Colabo」の分析（24）英語 HP での扇動問題「東京の女子中高生が路上生活」

「女子高生五千人は JK ビジネスの影響下」

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（25）東京都からのバスカフェ業務委託と、個人情報保護条例に関する諸問題」

- 6 「一般社団法人 colabo」の分析（26）福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用の体制に個人情報保護法違反の疑い

「一般社団法人 Colabo」の分析（27）近隣団体・個人への攻撃性と、その戦闘員としての少女兵たち

- 10 「一般社団法人 Colabo」の分析（28）初の著書は景表法違反の疑い濃厚なステマレビューで売り出した・・・マーケティング至上主義のニヒリズム

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（29）ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明

「一般社団法人 Colabo」の分析（30）開示文書67ページ、ほぼぜんぶ手書きの「仁藤夢乃日誌」で読むコラボ

- 15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（31）パンフレットはページ単価3000円未満に名刺デザインは～1485円・・・クラウドワークス発注案件で見えるコラボの「儉約」経営

「一般社団法人 Colabo の分析」（32）コラボが急に開示文書に予定外のバスカフェを実施・・・情報公開請求した文書と相違で判明（と、住民監査請求についてのやや長い注）

- 20 「一般社団法人 Colabo の分析」（33）地方議会の会議録 全30件から見るコラボ・・・仁藤夢乃氏、令和元年以前の「全方位外交」戦略と、翌年以降の共産党接近過程

「一般社団法人 Colabo の分析」（34）地方議会議事録で見るコラボ②・・・議員のゴリ押しと、財政民主主義からの「治外法権」特権

- 25 「一般社団法人 Colabo の分析」（35）仁藤夢乃氏、居住実態のない新宿事務所に住民票を移転か 公正証書原本不実記載罪・公職選挙法違反（詐偽登録罪）などの疑い

「一般社団法人 Colabo の分析」（36）仁藤夢乃が書き変え続けたコラボ設立趣意書・・・8つ

の変わった「私たちの想い」

「一般社団法人 Colabo の分析」(37) 仁藤夢乃氏「沈黙」の深淵 ソープ、デリヘル、ピンサロへの「無関心」に浮かぶ警察団体との助成金コネクション

6 「一般社団法人 Colabo の分析」(38) 仁藤夢乃氏に弁護団結成も「沈黙」の背景・・・受託事業評価委員に虚偽報告など大量の疑い

「一般社団法人 Colabo の分析」(39) 違和感満載のバスカフェ契約書・・・福祉のはずがまるで工事・・・「材料」「工具」条項に、謎の「直接折衝」案追加

「一般社団法人 Colabo の分析」(40) 「買春男性ウォッチ」の活動報告書、報道後に活動報告書を突如、「空白」に変更が再度の情報公開請求で判明・・・仁藤夢乃氏および関係者に私文書偽造

10 罪の疑い

「一般社団法人 Colabo の分析」(41) 仁藤夢乃氏・デビュープロデューサーはのちの大阪府警トップ廣田耕一・・・真の「恩人」は警察キャリア

「一般社団法人 Colabo の分析」(42) 元警視總監、警察大学校長らと肩を並べる27歳の左派運動家、仁藤夢乃・・・警察内部向け雑誌の表紙に登場の異例抜擢

15 「一般社団法人 Colabo の分析」(43) 仁藤夢乃、2014年の主張は「成人補導」制度・・・逮捕状なしで国民を引っ張れるというディストピア案に、安倍昭恵の最優秀賞

「一般社団法人 Colabo の分析」(44) 仁藤夢乃氏主張のバス傷、現地撮影の動画で検証・・・数年前から修理なしのボロボロ箇所 バス修理費150万円詐欺の疑い

20 「一般社団法人 Colabo」の分析(45) 「JK 専門家」仁藤夢乃の隠れた出発点は安倍晋三・親族の「超アベ友」主催「女子高生会議」 「JK 連呼」の悪趣味政治

「一般社団法人 Colabo の分析」(46) 仁藤夢乃氏 アパート経営業とモラルハザード構造・・・想定リターン3億4千万と障害者自立へのアンビバレンツ

2015 関連記事リンク: 「日本は児童買春の国」・・・秋葉原でJKの服装をただけの女性を写した写真を根拠に、外国特派員協会で記者会見が開催

25 2015 関連記事リンク: 仁藤夢乃氏 フィリピンで講演メイドカフェを「日本は児童買春の国」の証拠と主張したスライドをまた使用

2015 関連記事リンク： 「日本人男性の女子校生への執着は病的・・・JKビジネスで働く女子児童の3分の1は、給食費のために働いている」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、外国有カメラディアが日本を集中砲火

2015 関連記事リンク： 「JKビジネスをする少女の3人に1人は給食費のために働いている」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、複数の外国有カメラディアが日本を女性蔑視の国と攻撃

2015 関連記事リンク 児童買春、根絶目的の社団法人 Colabo 「繋がりを持てないJKを助けるためにスマホ下さい」と訴え・・・何故かアップル製品を指定

【江藤貴紀】

(別紙2)

投稿目録2 (本件動画1)

タイトル Colabo 特集 (8) 仁藤夢乃氏ら脱税疑い・・・被害女子の祝い名目で
10000円の高級和牛コースを堪能 講演料の個人口座への入金と合
5 わせて「非営利型」一般社団法人の要件が崩れる可能性

投稿日 令和4年12月31日

URL <https://www.youtube.com/watch?v=XfjTWnxcVxE>

反訳 下記のとおり

記

10 音無ほむら (画面左側のキャラクター、以下「A」とする。): こんにちは。エコーニュースの水
先案内人、音無ほむらよ。よろしくね。

灰原雪野 (画面右側のキャラクター、以下「B」とする。): 私はほむらちゃんの相槌担当、灰原
雪野です。よろしくお願ひします。

A: 今日(15)は2022年8月に始まった仁藤夢乃さんと Colabo 特集の、コアな部分に入るわ。連
載の最後でもチラリと書いた税金の話よ。
まずこれを見てほしいの。

B: なんですか、これは?

A: 新宿区との Colabo のパートナーシップ講座で新宿区が支払った謝礼の支払記録よ。情報公
開請求で開示されたの。

20 B: え、仁藤さんが新宿区と一緒に事業したんですか

A: そう。なので、普通は Colabo の人が新宿区に提供したサービスの対価だから Colabo が受
け取るはずよね。

B: でも受取人が仁藤夢乃さんです。

A: そうよ、2015年3月9日付で新宿区は、パートナーシップ講座の講師料としての謝金3
25 万6000円を2015年に仁藤夢乃さんの個人口座に振り込んでいるの。

B: え、講師をしたのが仁藤夢乃さんなら仁藤さんが謝礼をもらってもいいんじゃないですか?

A:ところが。これは市民団体と新宿区の事業なの。仁藤さんと Colabo の財布は別のはずでしょう？

B:ですが、これがどんな問題につながるんですか？

A: Colabo の税金の支払額よ。Colabo は 2022 年 8 月 24 日付から言ってる通り、払っている租税の額が極めて少ないの。
5 5
まず前提として Colabo は儲かっているわよね？

B: はい、そうですね。

2020 年度や 2021 年度は 1 億 8000 万の売上があったり、6000 万円以上の儲けが出てます。

10 10
あと 2013 年の立ち上げ以来、赤字になったことは一度もないですね！景気がよくてうらやましいです。

A: そうよ。税金が少ないのが Colabo の特徴だわ。

B: はい。ただ、これは非営利だからいいんじゃないかって Twitter で書いてる人がいました。

A: でも待って。仁藤夢乃さんたちの Colabo は NPO 法人じゃなくて一般社団法人というの。

15 15
B: そうですね。

エコニュースの連載は第 1 回から「一般社団法人 Colabo の分析」とわざわざ書いています。

なんか長くて喉が渇くから一杯飲みますね。

A: 連載のタイトルに長い文句をつけるのは意味があるわよ。

20 20
タイトルはつまり「メインテーマ」なの。

B: どういうことですか？

A: おさらいだけど、一般社団法人は名前こそ立派だけど作るのがすごく簡単なの。

NPO 法人のような細かい情報の公開義務もない。立ち上げだけなら個人商店の法人成りと変わらない難易度よ。

25 25
B: はい。

A: そして作るのが簡単な分、税金だけ安いということは原則としてないわけよ。

B: そうですね。作るのが簡単で色々な報告義務も軽くて、税金だけ安いなんてバランスが悪い
ですよね。

酒税もっと安くならないかな

5 A: 酒の話ばかりね。まあともかく、一般社団法人は原則として株式会社などと同じような租税
法上の扱いを受けるわ。

B: 必ず、ですか？

A: 例外はいくつかあるわ。一つは公益認定を受けた場合ね。ただ連載第一回で見た通り、Colabo
は公益認定は受けていないの。

B: 他にはどんな場合がありますか

10 A: またさらに例外的として、一般社団法人でも税金計算で非課税の範囲を広げられる「非営利
型」というタイプがあるわ。

B: わあ、便利ですね。Twitter でみんなが言ってたのは多分そのことですね。

A: でも税金がなかったら国家が運営できないわよね。

B: 確かに。

15 A: しかも財政当局の財務省は基本的に日本の中でも最優秀層の官僚が集まるところだわ。とい
うことは、そんな簡単に税額を安くはできないようにしてるんじゃない？

B: はい、それもそうですね。

ただ財務省の入ってる暗い庁舎のコンビニだけは物価が安いという都市伝説を聞きまし
た。

20 A: まあそれも権力かもね。話を戻すと、非営利型の条件は細かいの。

法人税法2条に条文があって、その意味について細かい決まりがさらにあるんだわ。

B: 決まりってどんなのですか？

A: 例えば定款に、余ったお金を役員で分けたりしてはいけないという意味のことを書く必要が
あるわ。

25 B: その定款、ひょっとして東京都が黒塗りで出してきたやつですか？

A: そうよ

B: その条件を満たしていないとどうなるんですか?

A: 非営利型で計算して税金を支払っていたのが間違ってた前提で、本当の税額、つまり株式会社とかと同じような扱いの税金を支払わないといけなくなるわ。

B: え、じゃあ非営利型として申告するのってとっても怖いんですね。

5 頭がくらくらしてきました。

A: あなたは水を飲みなさい。ともかく Colabo の納めている税額は年間売上が1億8000万円超えに、黒字が6000万円以上で、租税公課がわずか300万円足らずよ。

この状況を正当化するには非営利型で申告していた、と考えてあげるしかないわ。

B: はい、チェイサー飲んだから今度はホッピー薄めに飲みます。確か甲類焼酎って乙類より税金が安かったんですっけ?

A: そういうとこだけ詳しいわね。話を Colabo に戻すと、非営利型の要件を満たしていない疑いがあるの。

というのは非営利型の条件には、ある役員が特に経済的な利益を受けるようなことをしたらいけないのよ。

15 B: まあそれができたら会社よりも一般社団法人をみんな選んで税額も減りますから当然ですね。

A: ホッピーでシャキッとしたのかしら、正しいわ。

で、問題は新宿区からの講師料よ。

B: はい、なんとなくヤバそうな感じはしてきました。

20 ただ税理士事務所とかのホームページを読むと非営利型の間はそういうことをやってはいけない、とありますね。逆に言うとそれまでなら何をやってもいいんじゃないですか

A: 鋭いわね。実は Colabo、2015年とかの時点では非営利型の条件を満たしていないのよ。

例えば理事のうち、ある人の親戚や内縁は3分の1以下じゃないといけないけど。この時期の登記簿を見たら仁藤夢乃さんと内縁の稲葉理事で3分の1を超えてるわ。

25 B: はい、ほんとですね。たしかまだお金があまりなくて、第3のビールを飲んでいた時期ですかね?

A: 大体そうよ。あなた仁藤家の食卓に詳しいわね。

ともかく、Colabo はこの時期に団体の収入ではなく仁藤夢乃さん個人の口座に振り込み
をしていたというのがとても大事だわ。

B: え、まずいつてどこがですか。

6 例えば「Colabo にはお金が無い」って言って仁藤夢乃さんが言って募金を集めてたのに、
お金が無い理由は Colabo じゃなくて仁藤夢乃さんの口座に謝礼は支払われてたから、と
かですか？

A: それも、ちょっとモラル厳しいわね。けどそれだけじゃないわ。

本来、Colabo がもらうべきはずの金が仁藤夢乃さんが受け取ってたってことは Colabo は
10 仁藤夢乃さんにお金を返せと請求できるんじゃない？

B: いわゆる不当利得返還請求というやつですか？

A: そう。法律上まともな原因がないのに誰かが勝手に利益をぶんどっていたらそれは本来うち
のだから返してくださいっていう請求よね。

B: でも Colabo は仁藤夢乃さんが代表だから仁藤夢乃さんにお金を返せと請求することは考え
15 にくいです。

A: 考えにくくても考えないとダメよ。

本来、Colabo が仁藤夢乃さんに請求できるお金があるのにそれをずっと請求していない
場合、つまり不当利得返還請求権を行使していない場合はどうなるかしら。

B: 特別な利益を Colabo が仁藤夢乃さんに与えたとなるんですか？

20 A: ビンゴ。内実は分からないものの、外形からは①本来 Colabo が受け取るべき収入を201
5年に仁藤夢乃さんが受け取っていたことは確かで②Colabo に仁藤夢乃さんがその3万
6000円を返した形跡が見当たらないわね。

B: あ、じゃあひょっとしてアウト。

A: その可能性が高いわ。確かこれは Colabo の理事長が「パートナーシップ講座」の提携団体
25 として新宿区に協力して行った事業の謝礼なのに仁藤夢乃氏個人が受取人なんですから。

B: なんだか目が回ってきました。

A: もう一つ言うわね、それは役員のプチ贅沢よ。

あくまでもプチ贅沢かもしれないけど、2021年に女子のお祝いとして1万円の和牛コース領地を仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏が食べたことが疑われる写真があるわ。

B: 確かに、女の子のお祝いという名目ですが、他の理事はいた様子がないですね。

5 A: そうよ。しかも普段のお祝いはそんなに高そうなものを食べていないの。

これはお寿司が写ってるけど。

B: そんなに高そうじゃないですね。ウニとかはあるけどスーパーのやつで一人1980円ぐらいかな。

A: そうよ。これはどう?

10 B: マグロと韓国料理? うーん、原価が分かりにくいけどそんな高そうじゃないです。

ところで聞いてもいいですか?

A: どうぞ。

B: ひょっとしてエコーニュースの更新が12月になって少なかったのって仁藤夢乃さんのTwitterを漁ってたから?

15 A: よくわかったわね。ツイ消しされないうちに画像集めるの大変だったのよ。

次、もう一枚ね。

B: 粉物が多いですね。でも Colabo でお祝いというとき、一食1万円いかなそうなのは分かります。

A: その通りだわ。「ハレの日」なのはわかるけど。理事の一部が「支援対象者のお祝いだから」

20 と言って1万円オーバーの食事をしていた一部の役員の利益を与えた、となる可能性があるの。

B: なんかもめでたい日ですね! シャンパン開けちゃお。

A: まだこれだけじゃないわ。タイヤ代金その他の名目で東京都へ Colabo が請求して消えていった資金。つまり用途不明金については仁藤夢乃代表理事らの所得とされる余地もあるわ
25 よ。

B: え、なんか色々とお出ましたけど……。

A: つまり①仁藤夢乃さんに対する新宿区の3万6000円を Colabo が返せと言ってなかったらアウト②仁藤夢乃さんの贅沢なお食事が特別な利益になってもアウト③使途不明金が役員の個人所得と扱われてもアウト、でどれか一つ当てはまった途端に Colabo はアウトなの。

5 B: とにかく、いい話聞かせていただきました。その場合はどうなるんですか？

A: これまで殆ど払っていなかったたぐさんの税金が、一気に Colabo に降りかかるわね。

計算は大変そうでいくらになるか分からないけどこれまで黒字だった分とかにまるまる法人税とかツケの後払いが来ると考えていいわ。

B: ひょっとして今回は年末の大掃除ってことですか？

10 A: そんな感じね。じゃあみなさん2023年もよろしく。楽しかったらチャンネル登録と高評価で応援よろしくね。

(別紙3)

投稿目録3 (本件記事2)

5 タイトル 「一般社団法人 Colabo の分析」(46) 仁藤夢乃氏 アパート経営業と
モラルハザード構造・・・想定リターン3億4千万と障害者自立へのア
ンビバレンツ

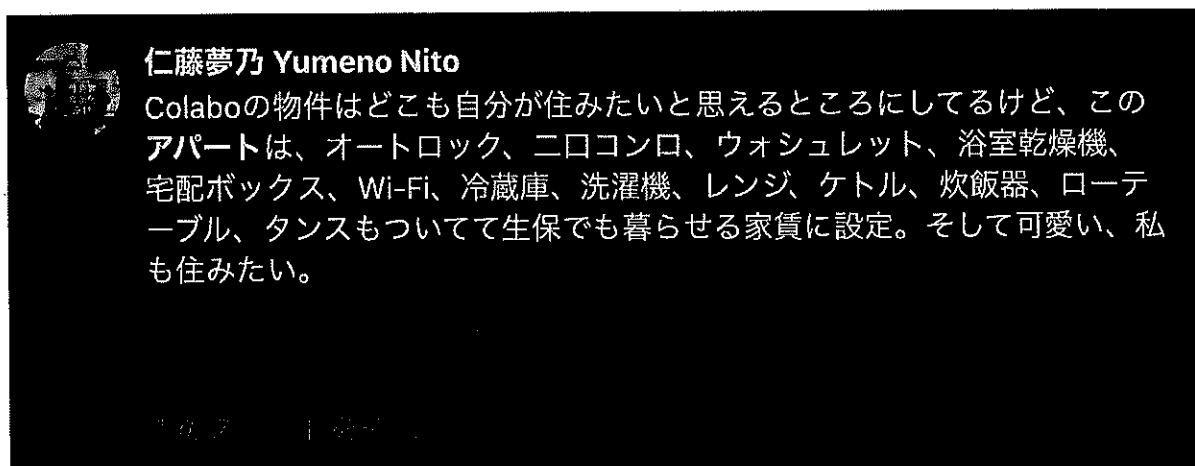
投稿日 令和4年12月15日

URL <https://echo-news.red/Japan/Nito-gains-more-from-disabled-girls>

投稿記事 下記のとおり

記

10



(生活保護で住める物件である旨はたびたび仁藤夢乃が強調している)

15 一般社団法人 Colabo (以下、コラボ) の又工的な体質を一つのテーマとして扱ってきたこの連載、今回は2020年以降の熱心な共産党支持者である一方で「資本家」の顔も併せ持つコラボと代表者仁藤夢乃氏の不動産経営に焦点を当てる。

コラボの所有物件、使用している物件は複数ある(少なくとも1部は渋谷区からの無償かりあげである)が、今回は特にアパートへ生活保護の女子を入居させていることの問題点について扱う。何

がまずいかまとめると、仁藤夢乃氏は10代女子で障害を持つ対象を「支援」の重点においており、またアパートも自前で経営しているところだ。



仁藤夢乃 Yumeno Nito

Colaboとつながる女性たちにも、障害のある人は少なくないが、女性差別や性暴力の問題も、わかりやすい加害者だけが起こす犯罪・問題なのではない。差別や暴力を生み出す社会の構造を、そして、その社会をつくる一人ひとりの考えや行動を見直す必要があると思う。

(コラボの支援する対象には障害者が多いという仁藤夢乃ツイート)

5

ここで生活保護の障害者は一部医療費が減免されることがあり、場合によっては支給額よりもさらに「金満」になる場合がある(ただもちろん、本人の使えるお金は限られているが)。しかも多くの生活保護者(高齢者が中心で、また疾病などで余命が短い場合もある)と比べて若年で10代というのは、余命が60年以上期待できる。つまり人をモノのようにいうのは憚られるが、アパートに定住してくれたら「高利回り」物件であるということだ。特にもし子供がいない場合は生活費がかからず、また住宅の広さも手狭でなんとかなるため「超優良」なアパート顧客になる。

10

そもそもだが仁藤夢乃氏に限らず、支援団体が自前のアパートを経営して支援した対象を入居させることには、(元手が税金である)ことも含めてモラルハザード問題がつきまとう。というのは①アパートのオーナーが、慈善事業として②困窮した女子(しかもその多くは知的障害、精神障害などに苦しんでいて、虐待などのトラウマも持っている)を、自己の所有物件に③勧誘して入居させることはとても好ましくない。

15

どうしてか・・・理由は大きく2つあって、まず一つ目は金銭的な問題だ。単純に大家と借り手では「家賃」を多くするか少なくするかについて利益相反問題があるからだ。単純に大家は家賃が高

20

い方が儲かる。借り手は安い方が（一般的には）好ましい。

一般的にと断ったのは例外があるからだ。それはすなわち「生活保護で住居扶助が出る」場合である。もし住宅扶助の範囲内に家賃が収まっているなら、入居者と家主の間では利益相反はない。ただこの時は住宅扶助の上限額を限度として、家主も入居者も全く懐が痛まない——税金から家賃が出るので、アパート経営者に公金が吸い上げられてしまう——という問題点がある。いわゆるモラルハザード状況である。

そして仁藤夢乃氏はその著書やネット投稿でたびたび、障がいのある女性の方を優先して自分たちの団体は「保護」したいという旨を述べている。実際、生活保護の申請にColaboが複数回関与していることは「当たり前」の日常を手に入れるために」のP93、94にある川村理事との仁藤夢乃氏の対談箇所で見られる。少なくとも3回の生活保護申請同行が伺える。

その意味するところは——極めて失礼な言い方になるが——判断力の乏しく、また生活保護で「取りっぱぐれ」のない家賃を払ってくれる「店子」を仁藤氏らが探しているからと邪推することもできてしまう。どういうことか。まず①保護者と被保護者では権力勾配（事実上の力関係）があるので、仁藤氏らが勧めるアパートへの入居は断りにくい。②しかも仁藤氏に心酔している知的障害の女子であれば「いい人」に逆らうことは思いもよらないだろう。

さらに気になる年齢について補足しよう。仁藤夢乃氏・Colaboは10代など若年の女子をなぜか優先して保護の対象にしている。ただ厚労省の統計によると生活保護の被保護者は高齢者率が高い。では高齢者と10代だと何が違うかというと、「見込みリターン」だ。

◎生活保護法による保護における障害者加算等の認定について

(昭和四〇年五月一四日)

(社保第二八四号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局保護課長通知)

標記のことについては、保護の基準及び保護の実施要領の定めるところによるほか、次の点に留意のうえ管内実施機関を指導されるよう通知する。

- 一 生活保護法による保護における各種加算(放射線障害者加算を除く。)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまっとうすべきものではないこと。
したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の支給に必要な手続をとるよう指示するとともに、三により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。
- 二 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差しつかえないこと。
- 三 要保護者であって関連年金等の支給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた後一年六月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとする。
おつて、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えないこと。
- 四 三により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後一年六月を経過しているものについては、再度年金の支給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。
- 五 三により障害者加算等の対象とならないものと認定した被保護者について、その障害度が関連年金等の支給要件に該当する旨の裁定又は認定が行なわれたときは、当該認定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等を認定すること。
この場合、当該裁定等の行なわれている以前に当該加算について生活保護法上の変更申請が行なわれていた場合に限り、当該裁定等のあった月、その前月及び前々月についても障害者加算等を認定するものとする。

(障害者認定と生活保護の運用に関する厚生労働省資料。精神障害は必ずしもそれで直接に「加算」対象になるわけではないが、生活保護の認定上はプラスに働く。また医療費は減免対象になり得る面がある。)

5

すなわち、75の女性を保護しても(平均余命からしても、また生活保護を受ける困窮者は健康状態が不良である可能性が高いことからしても)入居してからまもなく亡くなる可能性がある。例えば10年で入居者が死亡すると、しばらく空き部屋が生じてしまうかもしれない。筆者は投資の専門家ではないが、一般的に不動産賃貸業で生じる最も大きなリスクの一つは「空き部屋」率だ。

10

それに対して10代女子なら、一度入れて仕舞えば「こちらのもの」で、仮に18歳から78歳まで入居してくれたら60年のリターンがある。雑に更新料や修繕費などを捨象して、月の家賃を6万として計算すると1年で家賃は72万円である。もしこれが60年間になると一人当たり4320万円の家賃を家主(コラボ・仁藤夢乃氏側)は得ることができる。

15

さらに付言するとコラボの所有する物件の少なくとも一部、例えば2022年2月に完成した8部屋のアパートは、用地の取得から建設工事まで全額が民間の助成金で賄われており、コラボの支出

は「タダ」である。とても雑にだがこの8部屋に一人当たり（60年かけて）4320万円だ。4320万かける8をすると、3億4560万円の家賃収入が期待できる（修繕費、固定資産税などの支出やインフレ率、生活保護費の変更は単純に計算するため、ないものとして扱っている）。

- 5 言い方は悪いが、これでは「金の玉子」だ。もっというとすでに触れた障害者の認定により浮くお金がある場合などは、家賃上限額よりももう少し多めに、「管理費」などとして代金を家主が徴収する余裕があることも考えられる（繰り返すが障害者本人の生活が楽なわけではない）。

- 10 世の中の投資家から庶民まで誰もが羨む、あるいはぼかんとする話だが最後におまけを述べておこう。このアパート経営の「集客」、少なくともその一部は営業活動の費用がタダだ——正確には東京都からの若年女性に対する支援事業（バスカフェ事業として有名）を請け負っているのだ。直近の東京都からの年間契約金額は4557万円ほどで、むしろ「入居者候補」を勧誘しながら赤字にすらなっている可能性がある。

委 託 契 約 書

1 契約の目的 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託

2 契約金額

			百万			千			円
¥	4	5	5	7	8	0	0	0	



(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,143,455円)

3 契約期間

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

4 履行場所

都の指定する場所

5 契約保証金

なし

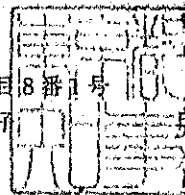
東京都を委託者とし、一般社団法人 Colabo を受託者とし、委託者と受託者との間において、裏面の条項により委託契約を締結する。

委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和4年4月1日

委託者

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子



受託者

東京都新宿区歌舞伎町2-1-2
HANROKUビル3階
一般社団法人 Colabo
代表理事 仁藤 夢



印



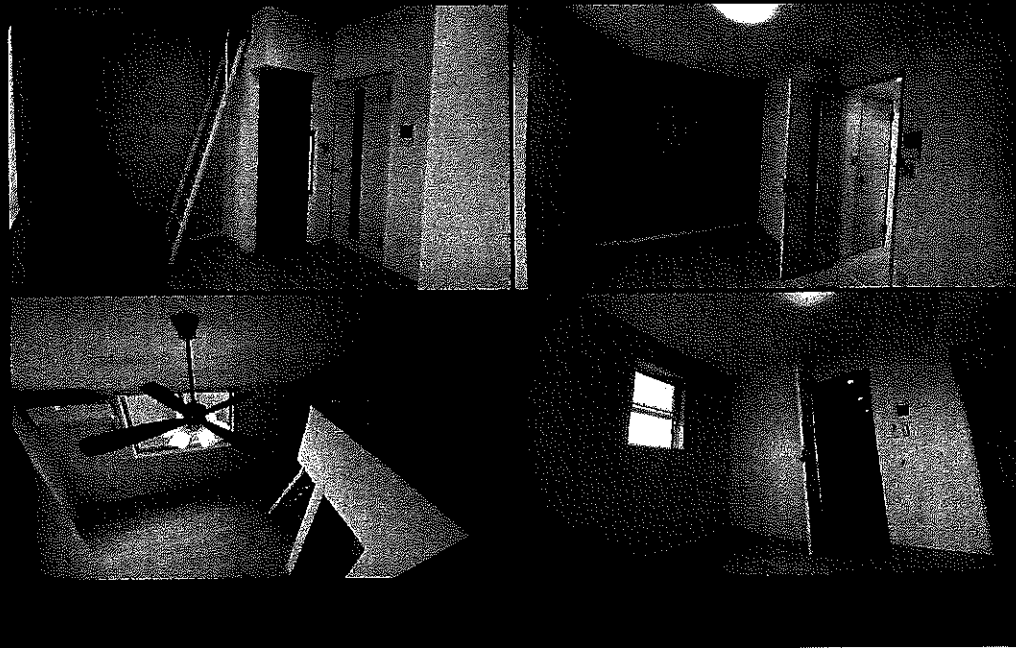
(情報公開請求で筆者が入手した東京都とコラボのバスカフェ事業業務委託契約書)

金銭面の問題が長くなったが2点目に、自己の所有物件へ支援者が勧誘して入居させることの問題点として、「支援団体からの自立」を達成させるインセンティブがなくなるという点がある。どうということかという、(最終的には金の話になるのだが)、もしも支援を受けている女性が職を得て、自立して、新たに家庭を持ちたいとなった場合には支援者(この場合はコラボ)の物件を退去して新天地で生活することになる。



仁藤夢乃 Yumeno Nito

Colaboで新たにアパートを建設しました♡！！大型の助成金をいただき、8部屋の個室アパートを建てることができました。明日から女の子が入居。壁紙の色が部屋ごとに違うの👀現在一時シェルター2物件、中長期シェルター5物件15部屋運営していますが、アパートはその先の住まいとして活用していきます。



(コラボのアパート建設に関する仁藤夢乃ツイート)

- しかしこれはコラボにとって、一時的な物件の空き部屋につながる。とすると、もし虐待経験などの不幸な過去から人の気持ち、支援者をはじめとする事実上の「権力者」の意向に敏感である被支援者は「付度」して自らの自立を目指さない方向に進むかもしれない。つまり支援団体が不動産で障害者や虐待経験者を抱え込む構造は、長期的には彼女たちの人生を「支援される存在」で終わら

せてしまう危険性と隣り合わせだ。

最後に仁藤夢乃氏が金について「まだ足りない」と言っている旨を付け加える。すなわち「当たり前
前の日常を手に入れるために」P221の奥田知志コラボ理事との対談では「その予算は明らかに
5 少なく・・・Colaboの活動規模でも2億円かかります。」という。足らぬ足らぬは工夫が足ら
ぬ、と昔の戦争標語が何かで書かれていたらしいが、ややコラボは工夫のしすぎではないかとい
うのが私見である。(注1)

注1：同人は、シールズ代表者奥田愛基氏の父としても知られる。また北九州市でコラボよりも資
10 金力の潤沢なNPO法人「ほうぼく」を運営している)

関連記事リンク 野党の支持母体「一般社団法人 Colabo」の分析(1) 年間収入1億8000万
円で岸田首相政治資金団体以上の集金力に、公称サポーター数1647名 仁藤夢乃氏32歳の絶
大権力

15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(2)・・・フェミニズム要素は皆無のスタート
「社団法人」という選択の成功

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(3) 取材対象の少女に著書を配布と、労働
力確保のビジネスモデル

20 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(4) 赤旗から聖教新聞、朝鮮総連系まで広い
露出――「日本会議・左派バージョン」の迷彩戦術

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(5) 資金源は意外な「保守・警察系」団
体・・・2018年以降は助成金の支払い元がどんどん追跡困難に

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(6) 共産党「赤旗」は「機関誌」でなく「新
聞」あつかい・・・赤旗への露出率は年々増加

25 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析(7) 出所不明の助成金は誰が出したか・・・
出資「していそうな」側の記録で追う・・・一握りのサークルで「助成金ジャック」する慈善業界

の格差構造

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（8） 10代後半の仁藤夢乃が見た風景・・・クルド難民支援から「女子高生サポートセンター」への脱皮

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（9）実践倫理宏正会との対比で見る、掴みど

5 ころのなさ

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（10） 学生運動から生まれた「政治教会」・・・農園＝宣教場と宣言した牧師が特異な予備校講師として仁藤夢乃を導いた軌跡

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（11）「ボランティアなら被害少女の体験を」・・・過酷なロールプレイに見る、採用方針と内面統制

10 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（12）仁藤夢乃氏の削除したツイッターアカウントと投稿内容で見るコラボ・・・AKBを踊りアニメファンで下ネタ好きの意外な素顔

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（13）操作されたメディア 仁藤夢乃氏「メディア総出で準備を手伝った」――『私たちは買われた展』が記者に作られるまで

15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（14）ノンポリ風の「お姉さん」が、反基地フェミニストへ向かう過程――左派展開と明治学院大教諭らの影

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（15）仁藤夢乃を導いた阿蘇牧師のインテリ教会――中国国内で公安の目をかいくぐり北朝鮮情勢を調査した異色の韓国人牧師・賈晶淳氏

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析の分析（16）安全のため訪問は受け付けずという虚偽見解 9年前は初回納入金24万8000円～のスクールビジネス

20 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（17）フェミニズム以前の幸せな日々――仁藤夢乃氏のアイドル嫌いと「キモいおじさん」発言はどこから来たのか

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（18）2つの「コラボ」・・・NPO法人カタリバによる東北コラボの存在と、仁藤氏コラボの分離・独立

25 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（19）国会議事録で読むコラボと、人の導線でない新宿区役所から「動かない」バスの謎

「一般社団法人 Colabo」の分析（20）仁藤夢乃と稲葉理事の出身母体 年間収入16億円の巨

大 NPO 法人「カタリバ」・・・相方経営と教育スタートという共通項

「一般社団法人 Colabo」の分析（2 1）軽度知的障害者らの支援と、政治動員という倫理的ジレンマ

5 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 2）キリスト教婦人矯風会とコラボ① 1886年の禁酒運動から戦後の左傾化・・・「神の宮」としての人体と、理想の毛沢東体制

「一般社団法人 Colabo」の分析（2 3）矯風会とコラボ② 機関紙にコラボ役員の「ゴースト出演」と、「ツイフェミ化」した矯風会

「一般社団法人 Colabo」の分析（2 4）英語 HP での扇動問題「東京の女子中高生が路上生活」「女子高生五千人は JK ビジネスの影響下」

10 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 5）東京都からのバスカフェ業務委託と、個人情報保護条例に関する諸問題

「一般社団法人 colabo」の分析（2 6）福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用の体制に個人情報保護法違反の疑い

15 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 7）近隣団体・個人への攻撃性と、その戦闘員としての少女兵たち

「一般社団法人 Colabo」の分析（2 8）初の著書は景表法違反の疑い濃厚なステマレビューで売り出しだった・・・マーケティング至上主義のニヒリズム

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（2 9）ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明

20 「一般社団法人 Colabo」の分析（3 0）開示文書67ページ、ほぼぜんぶ手書きの「仁藤夢乃日誌」で読むコラボ

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（3 1）パンフレットはページ単価3000円未満に名刺デザインは～1485円・・・クラウドワークス発注案件で見えるコラボの「儉約」経営

25 「一般社団法人 Colabo の分析」（3 2）コラボが急に開示文書に予定外のバスカフェを実施・・・情報公開請求した文書と相違で判明（と、住民監査請求についてのやや長い注）

- 「一般社団法人 Colabo の分析」(33) 地方議会の会議録 全30件から見るコラボ・・・仁藤夢乃氏、令和元年以前の「全方位外交」戦略と、翌年以降の共産党接近過程
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(34) 地方議会議事録で見るコラボ②・・・議員のゴリ押しと、財政民主主義からの「治外法権」特権
- 5 「一般社団法人 Colabo の分析」(35) 仁藤夢乃氏、居住実態のない新宿事務所に住民票を移転か 公正証書原本不実記載罪・公職選挙法違反(詐偽登録罪)などの疑い
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(36) 仁藤夢乃が書き変え続けたコラボ設立趣意書・・・8つの変った「私たちの想い」
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(37) 仁藤夢乃氏「沈黙」の深淵 ソープ、デリヘル、ピンサ
- 10 口への「無関心」に浮かぶ警察団体との助成金コネクション
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(38) 仁藤夢乃氏に弁護団結成も「沈黙」の背景・・・受託事業評価委員に虚偽報告など大量の疑い
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(39) 違和感満載のバスカフェ契約書・・・福祉のはずがまるで工事・・・「材料」「工具」条項に、謎の「直接折衝」案追加
- 15 「一般社団法人 Colabo の分析」(40) 「買春男性ウォッチ」の活動報告書、報道後に活動報告書を突如、「空白」に変更が再度の情報公開請求で判明・・・仁藤夢乃氏および関係者に私文書偽造罪の疑い
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(41) 仁藤夢乃氏・デビュープロデューサーはのちの大阪府警トップ廣田耕一・・・真の「恩人」は警察キャリア
- 20 「一般社団法人 Colabo の分析」(42) 元警視總監、警察大学校長らと肩を並べる27歳の左派運動家、仁藤夢乃・・・警察内部向け雑誌の表紙に登場の異例抜擢
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(43) 仁藤夢乃、2014年の主張は「成人補導」制度・・・逮捕状なしで国民を引っ張れるというディストピア案に、安倍昭恵の最優秀賞
- 「一般社団法人 Colabo の分析」(44) 仁藤夢乃氏主張のバス傷、現地撮影の動画で検証・・・
- 25 数年前から修理なしのボロボロ箇所 バス修理費150万円詐欺の疑い
- 「一般社団法人 Colabo」の分析(45)「JK 専門家」仁藤夢乃の隠れた出発点は安倍晋三・親族

の「超アベ友」主催「女子高生会議」 「JK 連呼」の悪趣味政治

2015 関連記事リンク: 「日本は児童買春の国」・・・秋葉原で JK の服装をしただけの女性
を写した写真を根拠に、外国特派員協会で記者会見が開催

2015 関連記事リンク: 仁藤夢乃氏 フィリピンで講演メイドカフェを「日本は児童買春の
5 国」の証拠と主張したスライドをまた使用

2015 関連記事リンク: 「日本人男性の女子校生への執着は病的・・・JK ビジネスで働く
女子児童の3分の1は、給食費のために働いている」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、外
国有カメラメディアが日本を集中砲火

2015 関連記事リンク: 「JK ビジネスをする少女の3人に1人は給食費のために働いてい
10 る」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、複数の外国有カメラメディアが日本を女性蔑視の国と攻
撃

2015 関連記事リンク 児童買春、根絶目的の社団法人 Colabo 「繋がりを持てない JK を助け
るためにスマホ下さい」と訴え・・・何故かアップル製品を指定

【江藤貴紀】

(別紙4)

投稿目録4 (本件動画2)

タイトル 仁藤夢乃・Colabo の分析 (2)、アパート経営と生活保護受給支援の事業モデル・・・推定リターン3億4000万、フェミニスト界の不動産

5 王

投稿日 令和4年12月16日

URL <https://www.youtube.com/watch?v=xJA-0aQJEUQ>

反訳 下記のとおり

記

10 魔理沙 (画面左側のキャラクター、以下「A」とする。) : やあ Colabo と仁藤夢乃さんに詳しいエコニュースちゃんねるよ

霊夢 (画面右側のキャラクター、以下「B」とする。) : どう詳しいの

A : 2015年から昔の性格とか考え方を見てるから全体的に詳しいわ

B : え、ストーカーとか言われたい?

15 A : YouTube のコメントにもついたわね

B : で、今日は何の話?

A : 仁藤さんが持ってるアパートは3億以上儲けを出せるんじゃないかって話よ

B : え、アパートで3億儲かる? この動画、投資詐欺じゃないですよ?

仁藤夢乃さんはいい人、詐欺なんかするわけないわ

20 まあ表面的には共産党がんばれって言ってるね

A : うん、でもどっちかというとな金持ちよ

B : なんで金持ちなの

A : やりくり上手だからよ。一般社団法人 Colabo、いくつも物件を持ってるの

B : 例えば?

25 A : 渋谷区の公営住宅をタダで使ってるのよ。

B : 嘘?

A: ほんとよ。渋谷区議会で共産党の田中区議会議員の発言に出てるわ

B: でもそれだけ?

A: もっと巨大な話がるわ。全8部屋のアパートよ

B: え、それだけで儲かるの?

5 A: 仁藤夢乃さんならできるさ

B: どういうこと?

A: 簡単にいうと、障害者の若い女性を囲い込んでずっと住んでもらうといいのよ

B: なんて障害あるといいわけ?

A: 生活保護の認定がおりやすいのよ

10 B: …まあ仕方ないかな

A: ほかにいろいろな有利になる面はあるわ。医療費とかね。

もっと言うわ、仁藤さんの団体 Colabo は10代の女子を中心に支援してる。

B: 10代なら健康じゃない?

A: でも仁藤夢乃さんが支援するのは主に障害とかのある女子よ

15 B: 仁藤さんっていい人ね

A: まあ待って。仁藤夢乃さんがアパート経営してるって言ったよね?

B: やっぱり、アパート投資勧誘の誘いですか?

A: 違うってば。入居者がずっと物件にいてくれたら、空き部屋がないじゃない?

B: そうですね。不動産経営で失敗するのは借りてもらえない時って聞いたことがあります。

20 A: でしょ。もし仲のいい「女の子」たちでアパートを埋められたら?

B: 満室ですね。

A: そうよ。もし10代なら当然寿命もまだ長い。

余命が60年以上期待出来て、アパートに定住してくれたら「高利回り」の物件になるよ。

つまり。「超優良」なアパート顧客なんだ。

25 B: そ、その発想はなかった

A: ちょっと問題提起するわね。

支援団体が自前のアパートを経営して支援した対象を入居させるとモラルハザードの問題になるのよ

B: もとが税金なことだけじゃなくて?

A: そうよ。まず一つ目は金銭的な問題ね。

5 単純に大家と借り手では「家賃」を多くするか少なくするかで利益が正反対よね

B: 単純に大家は家賃が高い方がよくて、借り手は安い方が好ましいですよ。

A: 普通はそうよ。利益相反問題という難しい言葉もあるわ。

でも例外があって、それは生活保護で住宅扶助が出る場合とかね。

B: なるほど…「生活保護で出る家賃の範囲なら、家主も入居者も全く懐が痛まない」と書いて

10 ありました。

この動画「闇金ウシジマくん」ですか?

A: 違うわ。人権活動家仁藤夢乃よ

B: 人権てこわいんですか?

A: うん。仁藤夢乃さんは著書や Twitter で何度も、障がいのある女性を優先して保護したいっ

15 て言ってるわ

B: エコーニュースで「2013年には大検予備校してた」みたいな読みました

勉強得意な子を探してたんじゃないんですか?

A: 方針を変えたのよ。生活保護申請に仁藤さんたちが何度か同行したことは仁藤さんの本「当

たり前の日常を手に入れるために」の中で仁藤夢乃さんが弁護士川村理事の対談で触れて

20 るわ

B: 悪いんですか?

A: すごく失礼な言い方をすると判断力弱めで、生活保護で「取りっぱぐれ」ない家賃を払って

くれるアパート住民を探してたとも言えるね。

B: はい。

25 A: 弱い立場の10代女性はいうこと聞いてくれそうでしょ。

しかも虐待から逃げたりして助けてもらった立場なら、なおさらよね。

B: お年寄りには助けられないんですか？

A: 関心ないわね。ちょっと考えましょう。

75歳の老人を保護してアパートに入れても5年で死ぬかもしれないわ。

アパートの部屋、空くわけよ。

5 B: 不動産ビジネスで一番大きな落とし穴の一つが「空き部屋」率って、バブルで破産した人も
言っていました。

A: 10代女子なら、一度入れちゃえば、こちらのものね、JK。

B: 詳しくお願いします

A: もし18歳から78歳までずっとアパートに入ってくれたら、60年の家賃になるのよ。

10 月の家賃を6万として1年で72万円。これが60年間になると一人当たり4320万
円！

B: その家賃を家主はゲットできる、と？

A: 最後にすごい話をするわ。

15 このアパート、パブリックリソース財団というところから助成金1億もらって建てたから
ほぼタダよ。

B: つまり？

A: 4320万円の売上が8部屋とすると、3億4560万円の家賃ね。

固定資産税とか修繕費、更新料とかは省くけど大儲けよ。

20 B: それじゃ「金の卵」ですね！社会の教科書で60年ぐらい前の若者がそう言われてたって読
みました

A: あなたはColaboに支援してもらえそうにないけど、その通りよ。

もっと凄い話をするわ。

B: まだあるんですか？

A: 実は少女探しには、東京都のバスカフェ事業も使ってるのよ

25 B: え？

A: エコニュースが情報公開で手に入れた画像を見せるわ。

例えば令和4年には東京都から4557万円もらって入居者候補を探してるのよ。

B: 新宿スワンって怖い漫画で見ました。

A: 女の子を「依存」させる話よね

B: 仁藤さんはそんなことしない (><)

5 A: 支援団体のアパートに住んでる人が部屋を出るってどんな意味だろうかしら

B: 遠くにいっちゃう?

A: そう! もし支援を受けてる女性が働いて、自立して、新たに家庭を持つときには

B: きっとコラボハイツからさよならするよね

A: はい、新天地で生活しますね。

10 仁藤さんと Colabo の立場になって考えようか

B: 人の気持ちになって考えなさいって小学校の先生も言ってました

A: コラボハイツから人が出てくと、家賃なくなるってことよ。

すると、もし虐待経験とか悲しい過去があって、人の気持ちを読むクセがついた人は「付度」するかもしれない

15 B: え、「自立するな」ってことですか?

A: そしたら仁藤さんが悲しむ、と思う構造になっているのが不健全な点だね。

B: 支援団体が不動産で被害者たちを抱え込む構造は危ないんですね。

A: そう、長期的には彼女たちの人生を「支援される存在」で終わらせてしまう危険性と隣り合わせ

20 B: 仁藤さんは、でも、いい人はず……

A: じゃあ最後に仁藤夢乃さんが金について「まだ足りない」と言ってる話を出すわよ

バスカフェ事業は、Colabo の活動規模でも2億円はかかりますと言ってる

対談の相手はシールズの奥田愛基さんのお父さん、北九州市の牧師さんの Colabo 奥田理事よ

25 B: 非営利活動の経常収益で7億7700万円とか、景気良い数字が並んでますね。

A: まだまだあってもっと増えるわよ

(別紙5)

投稿目録5 (本件記事1のうち現在も公開されている部分)

タイトル 「一般社団法人 Colabo の分析」(47) 仁藤夢乃氏、コラボ代表者の
5 講演料36000円を個人口座へ入金情報公開請求で判明 「非営利
型」一般社団法人の要件が崩れ、大量脱税の疑い

投稿日 令和4年12月29日(同月30日及び同月31日付け追記あり)

URL <https://echo-news.red/Japan/nito-may-be-taxed-heavily>

投稿記事 下記のとおり

10

記

支出命令書(一般)通常			単件	伝票番号	0068906 - 001							
年度	26	会計	01 区一般会計	所属	303000 子ども家庭部男女共							
予算区分	0	現年度予算			起票日	27年 3月 9日						
款	06	子ども家庭費			決数区分	2 課長						
項	01	子ども家庭費			契約方法	5 なし						
目	02	男女共同参画推進費			予算現額	2,678,000円						
細目	001	啓発活動			負担行為済額	2,075,000円						
細々目	01	啓発活動			配当残額	603,000円						
細々節	08	報償費										
細々節	01	講師謝礼										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>金額</td> <td>¥</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>						金額	¥	3	6	0	0	0
金額	¥	3	6	0	0	0						
控	源泉徴収所得税	3,675円	徴収区分	講演料、スポーツ等の指導料								
除			支払人数	1人	適用区分 204条							
			控除対象額	36,000円								
	うち消費税等		差引支給額	32,325円								
備	平成26年度「パートナーシップ講座」の開催に伴う講師謝礼の支出について (3月分) (支払額欄)											
請	上記の金額を請求します。		27年 3月 9日	支払希望日	年 月 日							
	様	請求書番号		支払方法	口座払							
住	住所 [REDACTED]											
氏	氏名 仁藤 夢乃											
番	金融機関名	[REDACTED] 銀行	[REDACTED] 支店									
	預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]								
	口座名義人	[REDACTED]										
内訳	品名	項目・品名	数量	単価	金額							
001		「パートナーシップ講座」講師謝礼 (3月4日分)	3.00 時間	12,000.00	36,000.00							

(新宿区とのパートナーシップ講座に伴う謝礼支払い記録。情報公開請求で入手)

一般社団法人 Colabo（以下、コラボ）の仁藤夢乃代表が、コラボと新宿区間で結ばれたパートナーシップ講座の講師料としての謝金 3 万 6 0 0 0 円を、2 0 1 5 年に自己の個人講座に振り込ませていたことが、情報公開請求で分かった。

5. ここで問題になるのがコラボの税金、法人税である。コラボは 2 0 2 2 年 8 月 2 4 日付の連載第一回（リンク参照）で見た通り、払っている租税の額が極めて少ない。

ところが一般社団法人は原則として株式会社などと同じような租税法上の扱いを受ける。例外は公益認定を受けた場合であるが、連載第一回で見た通り、コラボは公益認定は受けていない。

10

ただまた例外的に、一般社団法人でも租税の算定で非課税の範囲を広げられる「非営利型」というタイプがある。

- 15 しかしこの「非営利型」として申告をする—その上で税務当局に否認（間違っているという扱い）を受けないためには、要件が複数あり、それをクリアし続けていなければならない。これについて Twitter 上などでは筆者が見たかぎり「コラボは非営利型」といきなり決めつけている見解がいくつか見られたが、非営利型として申告をしてそれを通用させるには、いくつか要件をクリアする必要がある。

- 20 そして残酷なことにはだが、非営利型の「つもり」で申告していた場合にも、その非営利型要件を欠いていると税務署にされた場合は、「非営利型で本来なかったんだから、元の（株式会社などと同等の基準での）法人税額を支払え」という話になってしまう。この点において一般社団法人を運営しながら「非営利型」として税務申告をするのは極めて危険なわけである。

- 25 コラボの納めている税額—年間売り上げが 1 億 8 0 0 0 万円超えに、黒字が 6 0 0 0 万円以上ありながら、租税公課がわずか 3 0 0 万円足らず—という状況を正当化するには非営利型で申告し

ていた、と考てあげるしかない。だが、コラボは非営利型の要件を満たしていない疑いが極めて強い。というのは非営利型の要件の一つには特定の役員について、特に経済的利益を帰属させるような行為を法人がしていないこと、というのがあるところ、仁藤夢乃氏は自己の個人講座に謝金を支払わせるなどしていたからである。

5

以下、非営利型の要件を何があるか確認して、また仁藤夢乃氏らのどういった行為が非営利型の要件を欠いている恐れが高いか確認しよう。

そもそも非営利型法人というのは法人税法 2 条に規定があり

10

その九の二で一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、「その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」か「その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」のいずれかの条件を満たすものである。

15

要件としては定款に一定の定めがあることや、特定のものの親族など（内縁関係を含む）が理事の3分の1以下であること、などがある。このうち定款の目的については、DV 被害者支援金の関係でコラボが東京都に提出した書類に対して、筆者も情報公開請求したが登記簿の所定欄は黒塗りで帰ってきたのでよく分からない。

20

またコラボはもともと理事が3名だったがこれを徐々に増員して、2017年の3月までに6名体制にしている。これは仁藤夢乃と稲葉隆久（事実婚である旨を仁藤が述べている）の2人を合わせて、理事のうち3分の1以下に持ってきた一つつまり非営利型の要件を満たすように整えた一つの

25

だと判断できる。

ただ、やや技巧的だがそれならば団体が以前に何をしても良いかということそうではないのではないか。例えばだが、本来は団体が得られるはずの収益、団体が自治体と共同して行なった事業の
5 謝金を特定の理事だけが受け取っていた、という場合に、団体が理事に対して、不当利得の返還請求権を行使してこなかったような場合は、事実上、特定の役員に経済的な利益を与えたと見ることが
10 ができる。

ここで問題になるのが冒頭の新宿区から仁藤夢乃氏に払われた36000円だ。これはコラボが
10 「パートナーシップ講座」の提携団体として新宿区に協力して行なった事業の謝礼である。ところが謝礼の受取人が仁藤夢乃氏個人になっている。

このパートナーシップ講座、個人ではなくてあくまでも法人が新宿区と協働して行うものなので謝礼の受け取りも法人になるはずである（仮にその中で特に、一部の個人が特に労力をかけたという
15 ふうな場合には団体内部での給与の支払いなどで処理されるべき話である）。にも関わらず仁藤夢乃氏個人が、コラボに対する謝礼を受け取っているのだ。

とすると（コラボへ仁藤氏が謝金相当額を返還したという特殊な事情がない限り）、コラボは仁藤氏に対する不当利得返還請求権を有していた一にもかかわらず、それを行使してこなかったとい
20 うことになり、理事に特別の利益を与えた場合に当たるのではないか。

もう一つ言おう。それは（額としては微妙だが）役員の「贅沢」だ。あくまでも「プチ贅沢」かもしれないが2021年に女子のお祝いとして1万円の和牛コース料理を仁藤夢乃氏と稲葉隆久氏が食べたことが疑われる写真がある。「ハレの日」なのは分かるが理事の一部が「支援対象者のお祝
25 いだから」と言って1万円オーバーの食事をしているのは、一部の役員に利益を特別に与えた、と

なる可能性がある。

そして、法人税基本通達 1-1-8 にいう「非営利型法人における特別の利益の意義」としては

「「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。」必要があるとされている。

さらに加えるとタイヤ代金その他の名目で東京都へコラボが請求して消えていった資金、つまり使途不明金については仁藤夢乃代表理事らの所得とされる余地もある。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- 四 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。
- 六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。
- 七 協同組合等 別表第三に掲げる法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 九 普通法人 第五号から第七号までに掲げる法人以外の法人をいい、人格のない社団等を含まない。
- 九の二 ~~非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)~~のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの
 - ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

10

(法人税法)

第三条 法第二条第九号のニイ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。

一 その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人

三 前二号の定款の定め反する行為（前二号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。

四 各理事（清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

2 法第二条第九号の二ロに規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。

一 その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

二 その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。

三 その主たる事業として収益事業を行つていないこと。

四 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、前項第二号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

六 前各号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

七 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（法人税法施行令）

とても長くまた読みにくいが、非営利型の要件を満たしてからの間に「特定の個人又は団体に特別

5 の利益を与えること」をしたらアウトである。

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」といいます。)に基づく
公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人

公益法人等として取り扱われ、法人税法上の収益事業から生じた所得が課税対象となります。

なお、公益目的事業は収益事業から除かれているため、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。

2 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人

① 法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの(以下「非営利型法人」といいます。)

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。

② ①以外のもの(以下「非営利型法人以外の法人」といいます。)

普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

○ 課税所得の範囲

法人税法上の法人区分	公益社団法人 公益財団法人	公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人	
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人
	公益法人等		普通法人
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得が課税対象(注)		全ての所得が課税対象

(国税庁 HP より。)

そして以上のいずれかで、非営利型としてふさわしくない行為があった場合は、法人税法64条の4に従い「公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算」がなされてそれまでの累積した法人の所得に相当する額が、ふさわしくない行為をした日から益金の額に参入される。例えば2019年10月1日にふさわしくない行為があった場合は、その時点でそれまで益金に参入されなかった額を一気に、税金を支払うべき対象になる儲けとして得たという扱いになり、もしこれまでその支払いがなかった場合は(複雑なので省くが)利子を含めて割高に加算された税金を払う

10 羽目になる可能性が高い。

「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、男女共同参画推進のための学習会、研修会、講座等（以下「講座等」という。）を以下の条項で定める団体と区が協働で開催するために必要な事項を定める。

(公 募)

第2条 区は、区と協働で講座等を開催する団体を公募する。

(対象団体)

第3条 区と協働で講座等を開催する団体は、区内で継続的に活動している団体であって新宿区立男女共同参画推進センター条例施行規則（昭和57年新宿区条例施行規則第49号）第5条に掲げる要件を満たす団体

(対象講座)

第4条 区と団体が協働で開催する講座等（以下「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 30名以上の者が出席できる規模で実施されること。
- (2) 講座等を実施する団体の構成員以外の者も出席できるものであること。
- (3) 営利、宗教、政治的な活動を目的としない講座であること。

(申 請)

第5条 第2条の規定による公募に応募する団体は、講座の企画等について、ウィズ新宿とのパートナーシップ講座申請書（第1号様式）により、区に申請しなければならない。

2 申請しようとする講座等が区から補助金等を受ける場合は、申請することはできない。

（「ウィズ新宿とのパートナーシップ講座」実施要領。区内で活動などを行う団体と新宿区の間で締結される）

- 5 【12月30日午前4時55分追記】ウィズ新宿と協働でイベントを催した団体は、コラボではなかったことが判明したため、コラボが実施主体としての要件を欠いていたのではないかという趣旨の記述を、削除した。ただし代表者個人の口座に非営利型一般社団法人が報酬を受け取っていた場合の不当利得返還請求権の行使を怠ることが、特別な経済的利益の付与にあたるのではないかというこの記事前段の記載はそのまま残している。

10

【12月31日追記】参考以下の法人税法基本通達1-1-8を追加する。

(非営利型法人における特別の利益の意義)

1-1-8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号(非営利型法人の範囲)に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。(平20年課法2-5「二」により追加)

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

5 関連記事リンク 野党の支持母体「一般社団法人 Colabo」の分析 (1) 年間収入1億8000万円
で岸田首相政治資金団体以上の集金力に、公称サポーター数1647名 仁藤夢乃氏32歳の絶
大権力

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析 (2)・・・フェミニズム要素は皆無のスタート
「社団法人」という選択の成功

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析 (3) 取材対象の少女に著書を配布と、労働
力確保のビジネスモデル

10 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析 (4) 赤旗から聖教新聞、朝鮮総連系まで広い
露出――「日本会議・左派バージョン」の迷彩戦術

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析 (5) 資金源は意外な「保守・警察系」団
体・・・2018年以降は助成金の支払い元がどんどん追跡困難に

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析 (6) 共産党「赤旗」は「機関誌」でなく「新

間」あつかい・・・赤旗への露出率は年々増加

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（7）出所不明の助成金は誰が出したか・・・

出資「していそいな」側の記録で追う・・・一握りのサークルで「助成金ジャック」する慈善業界の格差構造

- 5 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（8） 10代後半の仁藤夢乃が見た風景・・・クルド難民支援から「女子高生サポートセンター」への脱皮

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（9）実践倫理宏正会との対比で見る、掴みどころのなさ

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（10） 学生運動から生まれた「政治教

- 10 会」・・・農園＝宣教場と宣言した牧師が特異な予備校講師として仁藤夢乃を導いた軌跡

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（11）「ボランティアなら被害少女の体験を」・・・過酷なロールプレイに見る、採用方針と内面統制

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（12）仁藤夢乃氏の削除したツイッターアカウントと投稿内容で見るコラボ・・・AKBを踊りアニメファンで下ネタ好きの意外な素顔

- 15 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（13）操作されたメディア 仁藤夢乃氏「メディア総出で準備を手伝った」――『私たちは買われた展』が記者に作られるまで

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（14）ノンポリ風の「お姉さん」が、反基地フェミニストへ向かう過程――左派展開と明治学院大教諭らの影

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（15）仁藤夢乃を導いた阿蘇牧師のインテリ

- 20 教会――中国国内で公安の目をかいくぐり北朝鮮情勢を調査した異色の韓国人牧師・賈晶淳氏

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析の分析（16）安全のため訪問は受け付けずという虚偽見解 9年前は初回納入金24万8000円～のスクールビジネス

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（17）フェミニズム以前の幸せな日々――仁藤夢乃氏のアイドル嫌いと「キモいおじさん」発言はどこから来たのか

- 25 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（18）2つの「コラボ」・・・NPO法人カタリバによる東北コラボの存在と、仁藤氏コラボの分離・独立

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（19）国会議事録で読むコラボと、人の導線
でない新宿区役所から「動かない」バスの謎

「一般社団法人 Colabo」の分析（20）仁藤夢乃と稲葉理事の出身母体 年間収入16億円の巨大NPO法人「カタリバ」・・・相方経営と教育スタートという共通項

5 「一般社団法人 Colabo」の分析（21）軽度知的障害者らの支援と、政治動員という倫理的ジレンマ

「一般社団法人 Colabo」の分析（22）キリスト教婦人矯風会とコラボ① 1886年の禁酒運動から戦後の左傾化・・・「神の宮」としての人体と、理想の毛沢東体制

「一般社団法人 Colabo」の分析（23）矯風会とコラボ② 機関紙にコラボ役員の「ゴースト出演」と、「ツイフェミ化」した矯風会

「一般社団法人 Colabo」の分析（24）英語HPでの扇動問題「東京の女子中高生が路上生活」
「女子高生五千人はJKビジネスの影響下」

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（25）東京都からのバスカフェ業務委託と、個人情報保護条例に関する諸問題

15 「一般社団法人 colabo」の分析（26）福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用の体制に個人情報保護法違反の疑い

「一般社団法人 Colabo」の分析（27）近隣団体・個人への攻撃性と、その戦闘員としての少女兵たち

「一般社団法人 Colabo」の分析（28）初の著書は景表法違反の疑い濃厚なステマレビューで売り出しだった・・・マーケティング至上主義のニヒリズム

関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（29）ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明

「一般社団法人 Colabo」の分析（30）開示文書67ページ、ほぼぜんぶ手書きの「仁藤夢乃日誌」で読むコラボ

25 関連記事リンク 「一般社団法人 Colabo」の分析（31）パンフレットはページ単価3000円未滿に名刺デザインは～1485円・・・クラウドワークス発注案件で見えるコラボの「儉約」経

営

「一般社団法人 Colabo の分析」(32) コラボが急に開示文書に予定外のバスカフェを実施・・・情報公開請求した文書と相違で判明(と、住民監査請求についてのやや長い注)

「一般社団法人 Colabo の分析」(33) 地方議会の会議録 全30件から見るコラボ・・・仁藤
5 夢乃氏、令和元年以前の「全方位外交」戦略と、翌年以降の共産党接近過程

「一般社団法人 Colabo の分析」(34) 地方議会議事録で見るコラボ②・・・議員のゴリ押し
と、財政民主主義からの「治外法権」特権

「一般社団法人 Colabo の分析」(35) 仁藤夢乃氏、居住実態のない新宿事務所に住民票を移転
か 公正証書原本不実記載罪・公職選挙法違反(詐偽登録罪)などの疑い

10 「一般社団法人 Colabo の分析」(36) 仁藤夢乃が書き変え続けたコラボ設立趣意書・・・8つ
の変わった「私たちの想い」

「一般社団法人 Colabo の分析」(37) 仁藤夢乃氏「沈黙」の深淵 ソープ、デリヘル、ピンサ
ロへの「無関心」に浮かぶ警察団体との助成金コネクション

「一般社団法人 Colabo の分析」(38) 仁藤夢乃氏に弁護団結成も「沈黙」の背景・・・受託事
15 業評価委員に虚偽報告など大量の疑い

「一般社団法人 Colabo の分析」(39) 違和感満載のバスカフェ契約書・・・福祉のはずがまる
で工事・・・「材料」「工具」条項に、謎の「直接折衝」案追加

「一般社団法人 Colabo の分析」(40) 「買春男性ウォッチ」の活動報告書、報道後に活動報告書
を突如、「空白」に変更が再度の情報公開請求で判明・・・仁藤夢乃氏および関係者に私文書偽造
20 罪の疑い

「一般社団法人 Colabo の分析」(41) 仁藤夢乃氏・デビュープロデューサーはのちの大阪府警
トップ廣田耕一・・・真の「恩人」は警察キャリア

「一般社団法人 Colabo の分析」(42) 元警視總監、警察大学校長らと肩を並べる27歳の左派
運動家、仁藤夢乃・・・警察内部向け雑誌の表紙に登場の異例抜擢

25 「一般社団法人 Colabo の分析」(43) 仁藤夢乃、2014年の主張は「成人補導」制
度・・・逮捕状なしで国民を引っ張れるというディストピア案に、安倍昭恵の最優秀賞

「一般社団法人 Colabo の分析」(4 4) 仁藤夢乃氏主張のバス傷、現地撮影の動画で検証・・・

数年前から修理なしのボロボロ箇所 バス修理費 1 5 0 万円詐欺の疑い

「一般社団法人 Colabo」の分析(4 5)「JK 専門家」仁藤夢乃の隠れた出発点は安倍晋三・親族

の「超アベ友」主催「女子高生会議」 「JK 連呼」の悪趣味政治

5 「一般社団法人 Colabo の分析」(4 6) 仁藤夢乃氏 アパート経営業とモラルハザード構

造・・・想定リターン 3 億 4 千万と障害者自立へのアンビバレンツ

2 0 1 5 関連記事リンク: 「日本は児童買春の国」・・・秋葉原で JK の服装をただけの女性
を写した写真を根拠に、外国特派員協会で記者会見が開催

2 0 1 5 関連記事リンク: 仁藤夢乃氏 フィリピンで講演メイドカフェを「日本は児童買春の

10 国」の証拠と主張したスライドをまた使用

2 0 1 5 関連記事リンク: 「日本人男性の女子校生への執着は病的・・・JK ビジネスで働く
女子児童の 3 分の 1 は、給食費のために働いている」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、外
国有カメラメディアが日本を集中砲火

2 0 1 5 関連記事リンク: 「JK ビジネスをする少女の 3 人に 1 人は給食費のために働いてい
15 る」・・・仁藤氏の社団法人 Colabo により、複数の外国有カメラメディアが日本を女性蔑視の国と攻
撃

2 0 1 5 関連記事リンク 児童買春、根絶目的の社団法人 Colabo 「繋がりを持てない JK を助け
るためにスマホ下さい」と訴え・・・何故かアップル製品を指定

【江藤貴紀】

(別紙6)

謝 罪 文 目 録

私、江藤貴紀は、2022年12月15日に「一般社団法人 Colabo の分析」(46) 仁藤夢乃氏「アパート経営業とモラルハザード構造・・・想定リターン3億4千万と障害者自立へのアンビバレンツ」と題する記事、また、同年12月29日に「一般社団法人 Colabo の分析」(47) 仁藤夢乃氏、コラボ代表者の講演料36000円を個人口座へ入金情報公開請求で判明「非営利型」一般社団法人の要件が崩れ、大量脱税の疑い」と題する記事を、Webサイトに投稿しました。また、同年12月16日には「仁藤夢乃・Colabo の分析(2)、アパート経営と生活保護受給支援の事業モデル・・・推定リターン3億4000万、フェミニスト界の不動産王」と題する動画を、12月31日には「Colabo 特集(8) 仁藤夢乃氏ら脱税疑い・・・被害女子の祝い名目で10000円の高級和牛コースを堪能 講演料の個人口座への入金と合わせて「非営利型」一般社団法人の要件が崩れる可能性」と題する動画を、それぞれインターネットに投稿しました。

これらの投稿は、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo が、10代の障害者かつ生活保護受給者を自らの所有するアパートに住まわせて推定3億4000万円の収益を得ようとしている、一般社団法人 Colabo が受け取るべき講師謝礼を仁藤夢乃氏が不正に受領しているといった虚偽の事実を摘示したうえ、「アパート経営と生活保護受給支援の事業モデル」「大量脱税の疑い」等と誹謗中傷したもので、仁藤氏と Colabo が10代の女性たちを利用して生活保護費を取得して私益を図っていたとの印象や大金の脱税をしていたとの印象を持たせるものであるから、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo の名誉を毀損するものでした。

ここに、上記各投稿における主張を撤回し、仁藤夢乃氏と一般社団法人 Colabo に対し、深くお詫び申し上げます次第です。

年 月 日

仁藤夢乃殿

25 一般社団法人 Colabo 御中

江藤貴紀

(別紙7)

Webサイト目録

サイト名 エコーニュース R

5 URL <https://echo-news.red/>

これは正本である。

令和 6 年 9 月 2 4 日

東京地方裁判所民事第 4 4 部

裁判所書記官 中 嶋 路 彦